

## 市内の県立高校の現状と今後

### はじめに

現在、つくば市内には公立の中学校が14校あり、1学年1800人～1900人前後の生徒が在籍しています。それに対して、県立高校は筑波高校、竹園高校、並木高校、つくば工科高校、荃崎高校、上郷高校の6校で、つくば市内の中学校卒業生の約30%（2007年度の場合32.7%）がつくば市内の県立高校に進学しています。

現在、茨城県では高校進学率が98%を超えています。当然のことながら、中学生にとっては自分の希望する高校に進学できるかどうか非常に重要になっています。

しかし、年収が200万円に満たない「ワーキングプア」と呼ばれる労働者が1000万人を超えている現代にあつては、高校進学にかかる経済的な負担も大きな問題で、県立高校の果たす役割は大きいと言えます。

ところが、国も県も「財政難」を理由に教育予算を削減することに躍起になり、茨城県では高校統廃合が推進されています。

### 現在進められている高校統廃合の実態

現在、茨城県では「県立高等学校の再編整備の後期実施計画」（2006年2月策定）に基づいて高校統廃合を具体化しています。

これは、2000年2月に出された「茨城県高等学校審議会答申」を踏まえて出された計画です。

「茨城県高等学校審議会答申」では、「本県の中学校卒業生数は、平成元年3月には約49,000人、平成10年3月の中学校卒業生数は、約39,000人となっており、約10,000人減少している。さらに、平成17年3月の中学校卒業

生数は、約32,000人と推計され、今後、7年間で約7,000人の減少が見込まれている。」

「今後、予想される削減学級数は約120学級と考えられる」「中学校卒業生の減少やそれに伴って今後必要とされる募集学級数の大幅な減少、学校としての活力を保つための適正規模等を勘案すると、現在の県立高等学校の配置については、統廃合を含めた再編整備を検討する必要があると考えられる。」と高校統廃合の必要性が答申されました。

茨城県教育委員会は、その後「前期実施計画」（2003年2月策定）「後期実施計画」（2006年2月策定）を公表し、2004年から2010年までの期間に12件の統廃合（うち1校は分校化）を具体化する計画を立てました。県教育委員会は当初「高校審議会答申」でも使われていた「統廃合」ということばを使うことをやめ、「再編整備」「統合」ということばを使っていますが、実態は高校統廃合（11校の廃校）であることは変わりません。

### つくば市の県立高校はどうなるのか

つくば市の県立高校は、「後期実施計画」で計画の対象となりました。まず、県立上郷高校が常総市にある石下高校と2009年度に「統合」されます。結果、上郷高校では今年2008年4月に入学した生徒が入学生としては最後となり、この生徒たちが卒業する2011年3月には閉校となります。

また、県立並木高校が今年度2008年4月から中等教育学校（中高一貫校）に改編され、「前期課程」（中学部）が3学級募集されました。今後「前期課程」は2010年度より4学級募集になりますが、高校の募集は2008、2009

### Ⅲ 教育と文化

年度が 5 学級、2010 年度が 4 学級となり、2011 年度からは高校の募集が無くなります。結果、「後期実施計画」によってつくば市から二つの県立高校が消えることとなります。

#### 今後の高校統廃合計画

茨城県高校審議会は昨年 8 月に再開され、2008 年 4 月に「第 1 次答申・生徒減少に対応した活力ある県立高等学校づくりを図るための学校の適正規模・適正配置について」を公表しました。

答申は「本県の平成 20 年 3 月の中学校卒業生数は、約 30,000 人と見込まれるが、平成 32 年 3 月の中学校卒業生数は、約 25,500 人と推計され、今後 12 年間で約 4,500 人の減少が見込まれる。」「削減学級数は 96 学級程度と考えられる。」「単独の募集停止を含め、これまでの対等統合とは異なる方法を検討する必要がある。」というような内容になっています。

この答申は、前回の答申と非常に似た文面となっていますが、「全県的な視野に立つとともに、個々の学校の置かれている地域の実情を勘案しながら検討を進めていく必要がある」「中学校卒業生数の大幅な減少が見込まれる県北山間部の過疎地域については、特段の配慮が必要であろう。」「統合の基準の適用にあたっては、慎重に検討することが必要であろう。」など機械的な統廃合に対する懸念も表明されています。

これは、中学校卒業生数の減少に地域間格差があることによります。半減する地域もあれば、増える地域もあるのが実態です。機械的な統廃合が進めば、遠距離通学が余儀なくされ、高校に進学できない中学校卒業生が増

大することになります。

つくば市に住む中学校卒業生数は、2006 年度が 1857 人であるのに対して、2020 年度には 2017 人となり、160 人増の 1.09 倍となります。つまり、つくば市に住む中学生は今後増えていくにもかかわらず、つくば市にある県立高校が減らされるというのが実態なのです。

茨城県教育委員会は、入学生が 40 人以上の定員割れを起こしていることを理由に、2008 年 4 月から進級時学級減を強行しました。上郷高校で新 2 年生が進級時に 3 クラス編成から 2 クラス編成になり、荃崎高校で 4 クラス編成が 3 クラス編成になっています。

つくば市でも、県立高校のさらなる統廃合を許さず、小規模校の存続を求める地域の運動が緊急の課題となっています。

#### 小規模校の果たしている役割

2008 年 4 月に、教育特区を活用して、つくば市に株式会社が運営する通信制高校が開校しました。新聞記事によれば定員は 1500 人で新入生は 180 人、教員は常勤 8 人、非常勤 4 人であるということです。教育内容が全く異なると言っても、生徒の数に対して教員の数の少なさは驚くべきものです。

それに比べ、中学校時代の不登校や学業不振で自信を失いかけた子どもたちの居場所を作り、成長を保障している小規模県立高校の持っている教育力は大きいと言えます。「小規模校は活力がない」と小規模校を統廃合する前に、小規模県立高校の果たしている役割を市民の立場から議論していくことが求められています。

(茨城県高等学校教職員組合 岡野一男)

## つくば養護学校の現状と課題

### はじめに

2007年4月、父母・教職員をはじめとした障害を持つ子どもたちにかかわる多くの県民の願いと署名請願運動により、「つくば養護学校」がつくば市玉取に開校しました（図1）。

つくば養護学校は茨城県初の知的障害と肢体不自由に対応した「知肢併設」の養護学校です。その通学区は、知的障害の児童生徒はつくば市のみ、肢体不自由の児童生徒は北は石岡市から南は利根町と広範囲にわたっています。

開校時の児童生徒数は211名で、教職員144名の大規模な養護学校です。20年近くの県民運動の成果として開校した学校ですが、開校時から多くの問題を抱えてのスタートになりました。

### つくば養護学校の過密化の原因

問題の根幹は生徒数の増加にあります。この背景には、つくば養護学校設置の検討段階における児童生徒数の過小評価、県やつくば市の就学指導のあり方、学区の区分などの問題があります。

①検討段階での生徒数の過少見積り 交通機関（つくばエクスプレス）の拡充に踏み切った以上、学齢期人口の増加を予測して対応するのは行政の責任です。この状況下での養護学校の新設は、十分な「余剰」と拡充の余地を持って検討すべきでした。

②就学指導の充実を インクルージョン（統合教育）は人権保障を目指す国際的な施策として条約でもうたわれています。一般・普通学校でも、障害を持った子どもたちの教育を受ける権利を保障することが必要です。

しかし、そのためには一般・普通学校での「支援員」の増員を図るとともに教育内容の充実を図るべきです。筑波大学を擁するつくば市として、アカデミズムに基づくインクルージョン教育が期待されています。

③通学区の再編成 今後も加速が予想される人口増を考えると、早急に通学区を再編成する必要があります。

### 現状と課題

①普通教室不足 開校2年目でありながら、教室間を移動隔壁による間仕切りをして数を確保しています。しかし、それでも教室不足は解消されず、本来普通教室以外の目的で使用されるはずの部屋（グループ室等）が教室として利用されています。

教室不足の問題は、単に数を確保するだけのやり方では、一人ひとりの子どもに合わせた教育活動が制限されてしまいます。

県内初の知肢併設校ではありますが、1つの保健室に養護教諭2名、1つしかない狭い体育館、狭い給食室及び調理室等々、本来知的障害と肢体不自由の2校を1校で賄うための財政的合理化が目的であったのではないかと考えたいような現状です。

開校2年目にして、既に校舎の早急な増築が必要になっています。

②給食 県教育委員会が想定した180名を大きく超える211名の児童生徒の転入学により、開校当初から調理室はスペース・人員ともに限界ギリギリの状態でした。

障害を持つ子どもの場合、「きざみ食」や「ミキサ一食」などの再調理を必要とします。特

### Ⅲ 教育と文化

に、肢体不自由の児童生徒にとっては、学校での摂食指導は文字通り「生命線」と言ってもよいほど重要な意味を持っています。

また、2008年度は一部教職員への給食が出せなくなっています。何より重要な「食」の問題です。早急な改善が必要となっています。

③スクールバス 障害児学校は、その通学区の広さから子どもたちはスクールバスで通学しています。障害児教育においてスクールバスの運行は、「就学保障」の根幹をなしています。

しかし、生徒数が増加してもバスは増車されないため、運行時間の長時間化(90分以上)やバス停の遠距離化などの問題がおきています。また、運行時間の長時間化は子どもたちの身体的負担も増すことになり、健康問題も懸念される状況です。

さらに、バス内では添乗員が1名で、安全面・健康面で十分な対応ができないことも心配されます。障害を持つ子どもの通学時間が、一日3時間にもなってしまってもよいのでしょうか。通学時間の見直しや改善もまた急務の課題です。

#### 最後に

「障害者権利条約」は、2006年12月13日に第61回国連総会において採択されました。日本政府は、2007年9月に署名しています。

その3条では、差別の禁止・インクルージョンの推進、差異の尊重・機会の平等、施設・機関・情報へのアクセサビリティ等を一般原則としています。しかし、つくば養護学校の現状は、およそ「条約」とかけ離れたものと

なっています。

新設校であるつくば養護学校は、つくば市の人口増加に伴い2年目にして過密となり、設置を検討した際の見通しの甘さを露呈しています。生徒数の増加は教室不足、スクールバスの運行、給食等、学校教育のすべてを麻痺的状态に追い込んでいます。これは、単に教育条件の悪化にとどまらず、事故の危険性をはらんだ危険な状態です。

人権の歴史をひもとくと、それは弱者の人権をどう保障するかによって進んできました。老人や子ども、障害者等「社会的弱者」が大切にされる「茨城県」「つくば市」になっていくようにみんなで考え行動し、つくば養護学校の具体的改善を実現していきましょう。

(茨城県高等学校教職員組合 寺門宏倫)



図1 玉取地区に開校した県立つくば養護学校

## 学校給食センターの現状

### 給食センターの概要

現在、つくば市には6つの学校給食センターがあり、中学校（県立並木中等学校を含む）15校、小学校37校、幼稚園17園に合計21,255食を提供しています。つくばエクスプレス開通以来、駅周辺の開発とともに人口・児童生徒数が増え、この先数年後には各給食センターとも調理可能数を越えることは十分に予想されます。

給食センターの概要は表1の通りで、筑波給食センター以外の5センターが築30年前後と非常に老朽化しています。市は建て替えを検討していますが、合理化を優先した給食センターの統合・大規模化を進めている、との情報があります。

### 地産地消はほど遠く

つくば市の給食センターでは、現在、メニューの約50%を冷凍、レトルト食品などの加工食品で提供しています。「できるだけ手作りのメニューを心がけているが現在の規模を考えるとやむを得ないしコストも安い」と言っています。しかし、2008年、年明け早々に日本国中を騒然とさせた中国産・天洋食品製造の冷凍食品が学校給食にも使用されている事が明らかになり、豊里給食センターでも昨年10月に使用されていることがわかりました。安易な冷凍加工食品の使用の見直しが迫られています。

つくば市は市民の要望でつくば市産の米を1999年から使うようになり、更に全国的な地産地消の動きのなかで、2002年からは地元産の野菜を学校給食に取り入れるようになりました。しかし、米だけはつくば市産のものが

100%使われているものの、その他の野菜は市内産が全体の13%と、農業が盛んなつくば市としてはさびしいかぎりです。現在、市内産野菜は15品目使用されていますが、最も市内産使用率の高いしいたけは全量の66%、次いで長ねぎが46%、最も少ない里芋は1%です（表2）。

### 給食費と給食申込書

現在の給食費は1ヶ月当たり小学生3,600円、中学生4,200円（並木中等学校は4,700円）で、県平均の小学生3,900円、中学生4,300円より少々安めになっていますが、昨年度より給食提供日数を年間190日と限定し、お弁当持ちの日が増えました。

今年に入って、小麦や乳製品をはじめとする諸材料の値段が高騰し、自治体によってはこの4月から給食費を値上げし、また中途から値上げする事を決めたところもあるなか、つくば市が値上げに踏み切らないのは、給食費を支払わない家庭が増えるのを危惧しているからのようです。つくば市教育委員会は全保護者に対して、給食の意識を促すためという理由で今年初めて「給食申込書」の提出を求めました。

### 問題点

①食中毒のリスク 現在、つくば市が目指している給食センターの合理化で、安全で安心なそしておいしい給食は保障されるのでしょうか。大規模化され、提供給食数が多くなればなるほど、食中毒のリスクは高くなります。そして、今よりもさらに多くの加工食品を使用しなければならなくなるでしょう。安全性

### Ⅲ 教育と文化

表1 つくば市学校給食センターの概要

2008年5月1日現在

施設名称	大穂学校 給食センター	豊里学校 給食センター	谷田部学校 給食センター	桜学校 給食センター	筑波学校 給食センター	荃崎学校 給食センター
所在地	若森1645番地2	今鹿島4262番地	藤本3番地	天王台2丁目2番地2	神郡1222番地	小荃401番地
開設年	1967年4月	1967年11月	1965年6月	1977年5月	2003年4月	1980年4月
改築年	1984年4月	1978年3月	1980年4月			
増築年	1995年2月	1994年3月	1988年9月	1979年3月 1987年3月		1983年4月
建築面積	680 m <sup>2</sup>	497 m <sup>2</sup>	1,600 m <sup>2</sup>	1,609 m <sup>2</sup>	882 m <sup>2</sup>	1,067 m <sup>2</sup>
敷地面積	2,605 m <sup>2</sup>	2,033 m <sup>2</sup>	11,469 m <sup>2</sup>	10,037 m <sup>2</sup>	3,502 m <sup>2</sup>	4,617 m <sup>2</sup>
構造	鉄骨造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造	鉄骨造
職員数	所長 1名 栄養士 1名 調理員 6名 臨時調理員 5名	所長 1名 栄養士 1名 調理員 5名 臨時調理員 7名	所長 1名 栄養士 3名 調理員 12名 臨時調理員 13名	所長 1名 栄養士 2名 調理員 12名 臨時調理員 15名	所長 1名 栄養士 名 調理員 名 臨時調理員 名	所長 1名 栄養士 2名 調理員 8名 臨時調理員 13名
給食対象校	幼稚園 1園 小学校 3校 中学校 1校	幼稚園 1園 小学校 4校 中学校 1校	幼稚園 5園 小学校 8校 中学校 4校	幼稚園 6園 小学校 7校 中学校 4校	幼稚園 1園 小学校 9校 中学校 3校	幼稚園 3園 小学校 6校 中学校 2校
提供食数	1,686食	1,806食	5,960食	6,123食	2,305食	3,375食
調理能力	2,000食	1,800食	6,500食	7,000食	2,500食	5,000食
給食配送	民間委託 2台	民間委託 2台	民間委託 5台	民間委託 5台	民間委託 4台	民間委託 3台

表2 野菜の品目ごと産地別の使用量と使用率

	品目	6センター総合計 生重 kg			使用率%		
		市内産	茨城産	総量	市内産	茨城産	その他
1	大根	2,978	8,240	19,039	16	43	41
2	白菜	1,879	9,400	12,403	15	76	9
3	ブロッコリ	0	235	451	0	52	48
4	キャベツ	6,680	21,371	52,746	13	41	47
5	レタス	0	108	231	0	47	53
6	ほうれん草	4,092	7,305	12,005	34	61	5
7	小松菜	281	1,980	2,884	10	69	22
8	にんじん	5,605	23,484	64,675	9	36	55
9	きゅうり	4,469	9,509	20,207	22	47	31
10	長ねぎ	7,427	7,578	16,137	46	47	7
11	玉葱	3,887	7,357	68,846	6	11	84
12	ごぼう	951	2,709	3,845	25	70	5
13	レンコン	0	2,615	2,704	0	97	3
14	かぼちゃ	0	83	259	0	32	68
15	里芋	31	1,489	2,462	1	60	38
16	さつまいも	351	567	1,240	28	46	26
17	じゃがいも	4,315	6,795	45,456	9	15	76
18	しいたけ	327	23	494	66	5	29
19	しめじ	998	482	4,039	25	12	63
	総合計	44,271	111,330	330,123	13	34	53

### Ⅲ 教育と文化

のチェックが難しくなります。

②**地元産使用率の低下** 市は地元産の野菜を少しでも多く利用したいと言っていますが、今の規模でさえ一定の量を揃えるのが困難なため低い使用率に止まっています。それがさらに大規模なセンターを始動させたら、地元産の野菜の使用率がますます低くなるのは明らかです。

③**配送が長時間化** さらにセンターが統合されれば、配送範囲が広範になり、i) 配送時間が長くなる、ii) 早く仕上げなければいけない、iii) 子どもたちが食するときには冷めてしまう、iv) 配送時の交通事情等の問題（不慮の事故、CO<sub>2</sub>の発生）が起きてきます。

④**給食費未納** 全国的に給食費未納の家庭が増えている状況です。つくば市においては学校による偏りがありますが、全体で1%弱の未納者がいるとの事です。子どもたちに食育を推進している現在、保護者にも改めて食の大切さを伝え、給食の意義を確認する時期が来ていると思われます。

また、経済的理由で給食費が未納になっている場合もあります。就学援助制度の活用などで安心して学べる環境づくりも必要ではないでしょうか。

#### 市への要望

①**地元産野菜をもっと学校給食に** 地元のJ

Aの産地直売所にはいつも旬の野菜がたくさん並びます。しかし学校給食には全く使われない地元産野菜があります（表2：ブロッコリー、かぼちゃ、レタス等）。そしてパン用小麦の新品種（ユメシホウ）が市内で開発されました。これらを学校給食に少しでも多く取り入れるよう、生産者やJA等と連携を深めてほしいものです。

②**効率追求の大規模化でなく** 地元の農業を支える地産地消を考慮し、安心で安全、そしておいしい給食を可能にするためには、自校式の給食施設または小規模な給食センターが理想的です。建て替えの時期を迎えた今、経済的な効率を求めるセンターではなく、子どもたちの食育を見据えた多機能な給食施設の建設を望みます。

#### ③**多くの専門分野の方を交えた話し合いを**

現在、給食に関する事柄は、市議会議員、学校長、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保健所長、保護者の代表等で構成されている学校給食運営審議会では話し合われています。予想される給食センターの建て替えや給食費の値上げに対しては、多くの保護者、生産者、そして給食センターの職員の方等の意見を取り入れ、十分な話し合いを行ってほしいものです。

（新日本婦人の会つくば支部

子どもと教育部 浅野洋子）



#### 平沢官衙遺跡

古代の遺跡が蘇る。平沢官衙遺跡は、奈良・平安時代の役所跡として、国指定史跡に指定されている。筑波山もわずかに顔をのぞかせる（つくばの景観100より引用）。

## サービス低下が心配な介護保険

平成 18 年の介護保険法改正で介護予防が導入されました。それにより介護区分が 7 段階になり、要支援と要介護の境界にある利用者は、体調の変化により要介護度が変動し、介護サービス利用も変更を余儀なくされています。

要介護 1 であった「うつ病とパーキンソン病」の方は、通所介護を週 3 日利用していましたが、友達と共に利用することで状態がよくなり、介護保険認定更新で要支援となりました。本人は要支援となっても、継続して通所介護を週 3 日利用することを希望しましたが、事業所の判断で週 2 日となってしまいました。

その理由は、①利用者が多くなってきたこと、②介護予防の対象となったことで利用限度額が低く設定されたため、事業所にとって採算が取れなくなったことが上げられます。

しかし、その方は通所介護を利用しない時、自宅で一人過ごす事になり、「うつ病になるのでは」と心配しています。介護予防の対象といっても、高齢で近所に友達もおらず、店も交通の手段もなく、家族からは火も水道も使われないように言われ、ただ、炬燵で過ごすし

かない日常です。幸い本人は週 2 日の通所で病状も悪化せずにいるので私はホットしていません。

最近つくば市では、要介護者のサービスに少し制限を加えているようです。先日、定期的にショートステイを利用している方がおむつ購入費助成の申請を出したところ、ショートステイ利用者には支給されないといわれ、又、布団丸洗い乾燥の助成も、同様に該当しないと高齢夫婦の方が話していました。これまでおむつ購入費助成は、施設に入所していなければ、おむつを長く使用している人は誰でもが申請できたのです。

介護保険制度では 3 年ごとに介護保険料の見直しが行なわれ、2009 年～2011 年度の保険料は今年中に決まります。つくば市高齢者保健福祉推進会議で保険料や介護サービスなどの検討が始まりました。

低所得者の保険料減免や利用料軽減、介護保険サービス対象外の配食やおむつ購入費補助など高齢者生活支援サービスの充実を要望します。

(ケアマネジャー 増田洋子)



つくば市立東小学校

小学校の校舎といえば鉄筋コンクリートの無機質なものが多いが、この学校は、木の良さを生かした建物である。隣接する歩行者専用道の緑にも溶け込んでいる（つくばの景観 100 より引用）。



## 男女共同参画の現状

### 問題のポイント

戦後、女性の参政権が初めて認められ、憲法 14 条で公的領域における男女平等が、同 24 条で私的領域における「両性の本質的平等」が規定されてから、すでに 60 年を越えています。しかし、現実の社会は、男女平等とはまだ程遠いところにあります。社会における制度または慣行が、性別による固定的役割分担の考え方に捉われているためと言えるでしょう。男女平等の実現には、社会の制度・慣行の見直しに向けた絶えざる努力が必要です。

少子・高齢化社会を迎え、また人々の価値観が多様化しているいま、日本政府は男女共同参画社会を作ること「21 世紀のわが国社会を決定する最重要課題」(男女共同参画社会基本法)と位置づけています。一方、つくば市政では、男女共同参画社会の構築を最重要課題と位置づけているとは言えません。こうした視点の欠落が、つくば市で男女共同参画社会作りが進展しない問題のポイントだと考えられます。

### 男女共同参画社会に向けた動き

つくば市の男女共同参画社会に向けた動きは、1995 年の第 4 回世界女性会議(北京会議)を契機に 96 年に茨城県が「いばらきハーモニープラン」を策定したことを受け、97 年に「つくば市女性行動計画」(つくば APPLE プログラム)が策定されたことを起点としています。その後、2000 年に「つくば男・女(みんな)のつどい 2000」が開催されました。このつどいは現在も毎年続けられています。03 年、「つくば市男女共同参画基本計画」(第 2 次つくば

APPLE プログラム)が策定されました。つくば市は、同年 11 月に「男女共同参画都市」を宣言、記念講演会を開催しています。さらに翌 04 年 3 月には「つくば市男女共同参画社会基本条例」を公布、同時に市の行政体制を強化するため、男女共同参画「室」を「課」に昇格させました。基本条例に基づき「つくば市男女共同参画審議会」が、また庁内では市長を本部長とする「男女共同参画推進本部」が設置されています。

順調に進展してきたつくば市の男女共同参画社会推進の動きは、05 年度以降、推進の歩みを止めてしまったかのように見えます。まず、05 年 4 月、男女共同参画「課」を「室」に格下げしました。また、「つくば市男女共同参画審議会」は、委員からの開催を求める声を無視して、05 年 4 月からその任期が切れる 06 年 6 月末まで 1 度も開催されませんでした。さらに、06 年 1 月に市が公表した「つくば市生涯学習推進基本計画(案)」には、男女共同参画に関する生涯学習の現状・今後の方向について、触れているところは全くありませんでした。

### 男女共同参画と子育て支援

市政が男女共同参画社会に消極的なことは、05 年 2 月、当時の男女共同参画審議会が前年に市長の諮問を受けた「男女共同参画推進拠点施設(センター)について」の答申を行った際、答申を受け取った市長が「つくば市にとって少子化対策が急務で、子育て支援センターを作ることが先決問題だ」と発言したことによく示されています。少子化対策にとって、男女共同参画社会を作ることと子育て支援と

Ⅲ 教育と文化

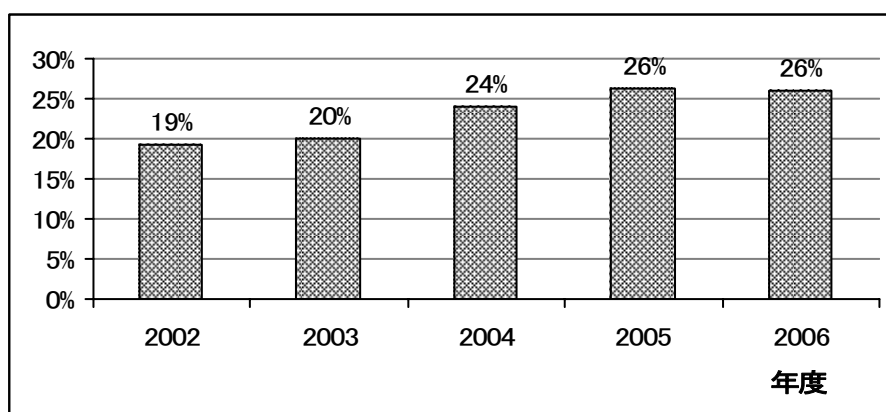


図1 審議会・委員会等における女性委員の割合の推移

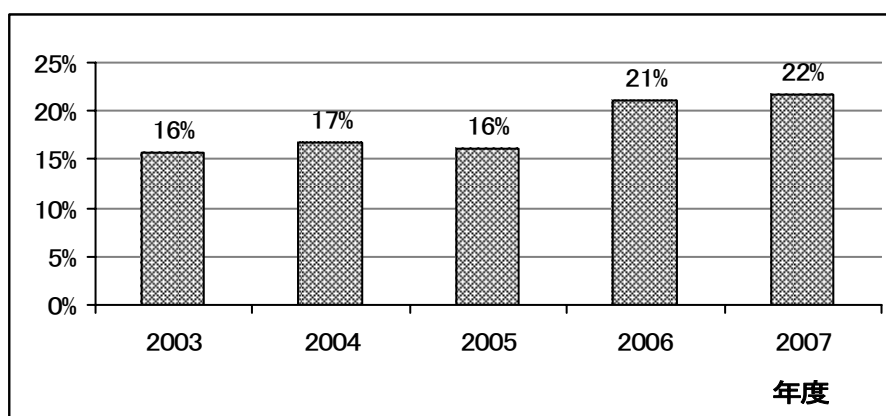


図2 市役所における女性管理職の割合の推移(消防職・医療職を除く)

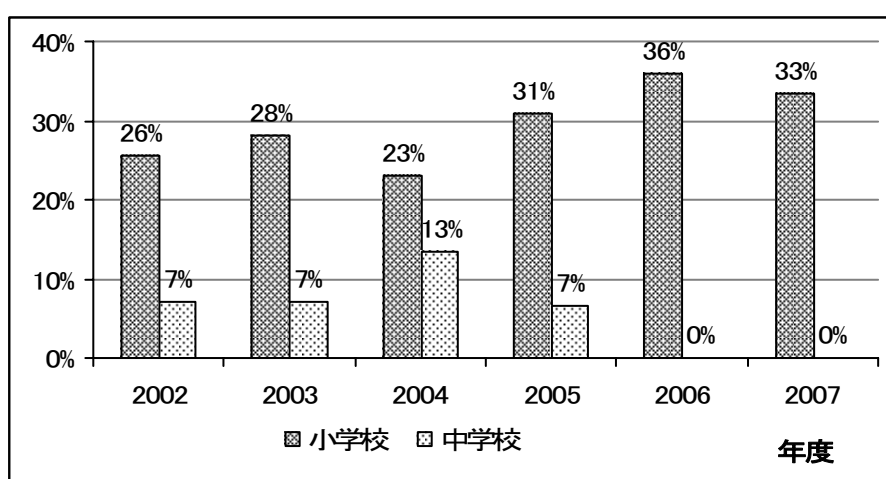


図3 学校における女性管理職の割合の推移(校長・教頭)

### Ⅲ 教育と文化

は、車の両輪です。男女共同参画が進んでいない状況で子育て支援センターを作っても、それで女性が子どもを産む選択をするでしょうか。

近年、経団連はワーク・ライフ・バランスの必要性を強調しています。少子化対策は、男女が共に家庭生活や地域の活動に参画できるよう、それぞれの働き方の問題に踏み込まない限り有効なものにはならないことに気がついたためです。

#### つくば市における男女平等の現状

つくば市の政策決定の場や地域活動の方針決定の場等への女性の参画状況を見ると、2003～07 をカバーした第 2 次 APPLE プログラムの間に改善を見た点もありますが、2006 年度から 07 年度にかけてむしろ後退した点も見られます。たとえば、審議会・委員会等における女性委員の割合は、06 年度が 26.3%、07 年度は 26.1%に低下。いずれも目標の 30%には達していません(図 1)。

また、庁内における女性管理職の割合も、06 年度が 21.1%、07 年度が 21.6%と横ばい。努力目標の 25%には達しませんでした(図 2)。

学校における女性管理職の割合も、05 年度は小学校で 30.8%、中学校で 6.7%でしたが、その後 06・07 年度では小学校が 35.9%、33.3%となり、中学校では 0%になっています(図 3)。

地域で重要な役割を担う区会会長の女性の割合は、05 年度が 6.1%、06 年度は 4.5%に低下しました。区会の活動は主として地域の女性たちが担っているのに、会長となるのは男性が多いという実情を表しています。

また、「つくば市男女共同参画に関する事業所調査(2006)」によれば、企業の管理職の中で女性が占める割合は、10%未満の企業が 31.6%、女性管理職が全く居ない企業は

35.3%となっています。内閣府が行った調査では、調査対象企業の管理的従事者全体のうち、女性の占める割合は 10.1%(06 年)で、先進国の中でも最低の水準となっています。つくば市は、この水準よりもはるかに低いのです。

#### つくば市男女共同参画推進基本計画案の問題点

つくば市は昨年末、「つくば市男女共同参画推進基本計画(案)」(つくば APPLE プログラム 2008～2012) を公表しました。そこではつくば市における男女共同参画推進事業がどのように位置づけられているのか明示されてはいません。子育て・介護支援を重視し、男女共同参画推進に関する施策を、まちづくりとの関係で実施し、その推進施策を非常に狭い分野で行おうとしているなど、問題の多い計画となっています。

#### 男女共同参画社会への課題

つくば市の男女共同参画を推進する上での課題は、以下の通りです。

①**男女共同参画政策の主流化** 市政を男女共同参画の視点で再検討すること。上記基本計画では庁内各部に「男女共同参画連絡調整員」を配置し、男女共同参画の視点で事業の調整・検討を行うことになっていますが、こうした連絡調整員の一層の活用をはかること。

②**市民との協働を如何に作るか** つくば市の現体制は「市民との協働」を本気で実施するつもりはないようです。

③**活動拠点の構築** 男女共同参画センター(仮称)の設立は、第 1 次 APPLE プログラムから市民に約束してきたものであり、つくば市総合計画でも改正のたびに同センターの設立を掲げています。前回の市長選挙では立候補したすべての候補者が公約として掲げてい

ました。前にも触れましたが、男女共同参画審議会も、05年2月にセンターに関する答申を出しています。センターの設立は、つくば市で活動する女性団体の悲願とも言えるものです。

④基本計画実施状況の評価と推進組織の設立 「つくば市男女共同参画推進基本計画」が実施されるのは08年4月からですが、それ以前からさまざまな計画が実施されてきています。これらの計画の年度ごとの実施計画や

実施状況については、市が公表することになっています。しかし、公表されたものを評価し、問題点を指摘し、新たな推進に向けての提言などを実施する組織がありません。男女共同参画審議会にはその役割はない、との市当局の判断ですので、第三者機関として、新たにそうした組織を作る必要があると思います。

(筑波学院大学名誉教授 長田満江)

## よりよい市政へ

## 私のひと言

### 民主主義にはほど遠い市議会の運営

自民・公明与党が進める、構造改革・規制緩和の嵐が吹き荒れ、国民の生活は窮地に陥っている。この悪政を支えているのが、保守系首長とその首長の元にオール与党を形成する議会である。つくば市議会はその典型的議会と思われる。

筆者が議会を傍聴して強く感じたことを記してみると、

①議会の一般質問で、市長・担当部長に「○○についてお伺いしたい」という質問が極めて多い。2007年9月、12月定例議会を例にとると、質問議員延べ40人で質問数209中、「お伺いしたい」質問は110件で実に質問の半数を占める。逆に議員本人が意見を述べ、市の見解を問う質問は、24件である。いかに議会が形骸化しているかである。住民の暮らしを守る質問が出た時の、市長の不快感を示す態度、答弁は驚く程である。

②一般会計予算案等委員会に出席できない

議員が本会議で行なう「質疑発言」では議員本人の見解を述べることができない。

何と驚くべき非民主制であろうか。共産党の滝口議員が「国保税の徴収率が低いのは、国の補助金削減が多大な影響を及ぼしている。国に是正を求めるべきでは」という主旨の質疑発言をしたことがあった。「議会規則違反!!」の声で議場は騒然となった。議員本人の見解を封殺する議会では議会とは言えないであろう。

③質問は一括して行い、3回質問したら終了。なんでこんな「議会規則」を作るのか。質問時間は30分あるのだから、その時間内で質問を自由に行なうことも許されないうつくば市議会って異常ではないのか。11月の市議選の時、立候補者に「議会規則」の件でアンケートを取ってみよう。

(城山在住 小川矩弘)

## 乳幼児の子育て支援

つくば市では、年間 2,000 人以上の子どもが出生しています。人口はゆるやかに増加していますが、少子・高齢化の傾向は、全国並に進行しています（表 1）。

一般に“子育て”とは、子どもの年齢が 0 歳～18 歳までを指しますが、ここでは乳幼児の子育てについて述べます。

### 子育て環境の特性

#### ①公園・施設が多い

公園が大変多く、子育てに関する施設の多さも特徴的です。児童館は県内最多の 18 館あり、児童館では「母親クラブ」、公民館では「乳幼児家庭教育学級」が開催されています。

新鮮な野菜が手に入る、科学技術に触れられる、多文化交流など、利点は多くあります。

#### ②転出入者が多い

つくば市は転出入者が多く、初めての土地で孤立した子育てが生じやすくなっています。

#### ③地区により子育て環境が違う

また、地区ごとに子育て環境や子育て支援の環境が異なっているため、配慮が必要です。

### 子育て支援の現状と課題

つくば市では、「つくば市次世代育成支援対策行動計画」に基づき、子育て支援を展開しています（各支援分野は図 4 を参照）。

#### ①子育て不安の解消

子育て中の約 5 割が、子育てに関して「不安や負担を感じる」と答えています（図 1）。

・一時預かり、子育てサポートサービス 一時預かりは市内 10 か所で実施され、「つくば子育てサポートサービス」は、つくば市社協

が市の委託事業として実施しています。現状では「一時的な預かり」への満足度は低く、ニーズの高さがうかがえます（図 4）。

・地域子育て支援センター 親子で気軽に集い、育児相談のできる「地域子育て支援センター」は、4 か所あります。

#### ②仕事と子育ての両立

・保育所 公立が 23 所、私立が 13 園あります。施設の老朽化、待機児童、民営化計画など課題は多く、市全体のバランスを考慮しながら、施設の適正な配置を進めていく必要があります。

・病後児保育 2 施設で「病後児保育」を実施しています。

・児童クラブ・放課後子どもプラン 公営 17、民営 16、計 33 の児童クラブで、放課後の子どもの預かりが行われています。待機児童、児童クラブの未整備などの課題をクリアしつつ、放課後子どもプランとともに、地域住民が主体となった、小学生の放課後の居場所づくりが期待されています。

#### ③子育て情報の共有

「つくば市子育て支援情報システム」の開設 <http://www.tsukuba-kosodate.jp>（図 2）、NPO 法人ままとーんととの協働による『つくば子育てべんり帳』（図 3）、子育て支援ネットワークかるがも・ねっととの協働による「つくば子育てカレンダー」など、市民協働による子育て情報の集約が進められています。

### 提言

①子育て支援センターの増設により、各地区

III 教育と文化

表1 出生数・出生率の推移

区分		平成7年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
出生数	つくば市	2,112	2,210	2,125	2,140	2,067	2,057	1,908	2,137
	つくば市	11.6	11.6	11.0	11.0	10.6	10.5	9.6	10.6
	茨城県	9.6	9.6	9.4	9.3	9.0	8.9	8.3	8.6
率(人口千人対)	つくば市	14.7	1.40	1.36	1.36	1.30	1.30	1.19	1.33
	茨城県	1.53	1.47	1.40	1.38	1.34	1.33	1.32	1.35
	国	1.42	1.36	1.33	1.32	1.29	1.29	1.26	1.32

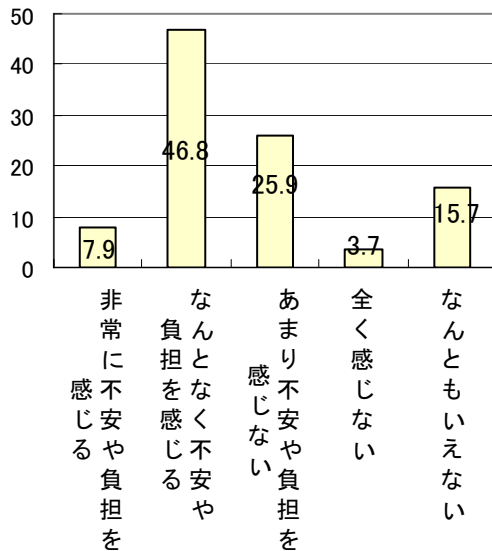
単位:人等

注1:出所「人口動態統計年報」、「茨城の人口」  
 注2:つくば市の出生数と出生率は茨城県の人口(茨城県常住人口調査結果報告書)から、国と県の数値は人口動態統計から  
 注3:平成16年以降のつくば市合計特殊出生率はつくば市住民基本台帳から仮算出

注  
 つくば市次世代育成支援対策行動計画  
 <参考資料> 出生数・出生率の推移  
 つくば市の出生数と出生率は「茨城県保健福祉統計年報」から

図1

子育てに関する不安や負担感



「つくば市次世代育成支援対策に関するニーズ調査」平成16年1月



図2 「つくば市子育て支援情報システム」



図3 「つくば子育てべんり帳」

### Ⅲ 教育と文化

で子育て支援のワンストップサービスを。

②行政、保育者、保護者による情報共有と話し合いにより、施設の適正配置を。

③市民が主体となって、放課後子どもプランなど、子どもの居場所づくりを。

(NPO 法人ままとーん 鷲田美加)

「次世代育成支援地域行動計画に係るアンケート」平成19年4月～5月

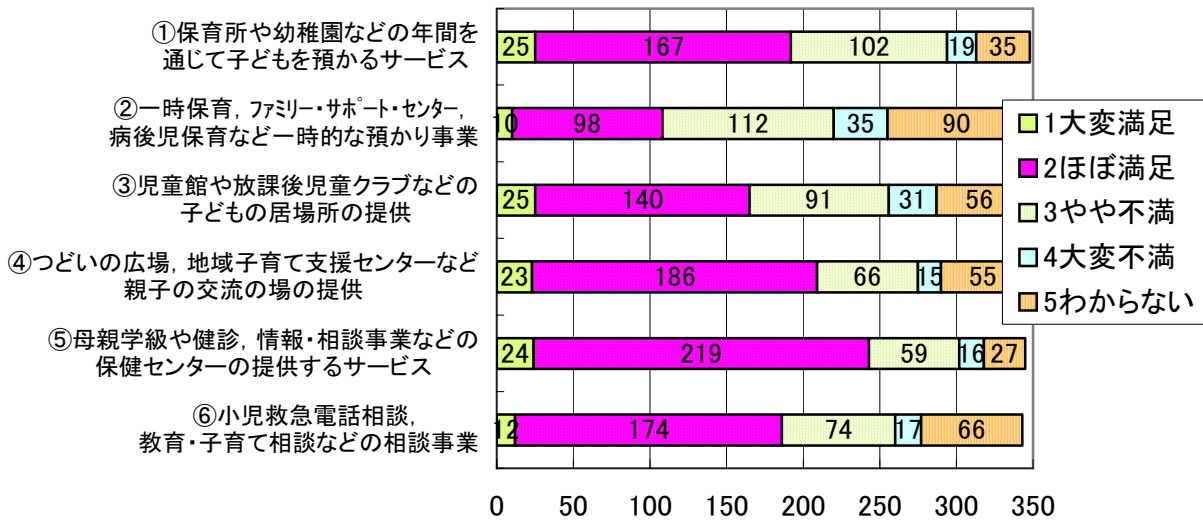


図4 子育て支援の分野ごとの満足



松見公園

筑波研究学園都市建設時の比較的初期につくられたシンボリック公園。特に栓抜きとも称される展望塔と周囲の緑が調和している（つくばの景観100より引用）。

よりよい市政へ

私のひと言

## 先ず健康、医療と介護が充実した社会を

高齢者人口の増加、不安定雇用労働者の増加等の雇用形態の変化の中で、国民健康保険（国保）加入世帯数は増加しています。

つくば市の国保の被保険者は 1999 年度の 48,879 人から 2007 年度の 64,164 人へと増加しました。これはつくば市の人口増とともに、市民の労働形態が正規雇用から不正規不安定雇用へと変化しているためと思われる。不正規不安定雇用者の増加は低所得者の増加にも通じます。

このような社会的要因があるにもかかわらず国保財政の赤字を理由に、つくば市は 2006 年に国保税の大幅値上げを実施しました。この改定により、一人当たりの国保税が年間で平均 12,068 円値上げされ、94,656 円となりました。

国民所得の減少と国保税の値上げで国保税滞納者が増大し、収納率が低下しています。さらに人口構造の変化や社会的要因に伴う疾病率の上昇が医療給付を増大させています。にもかかわらず、保険料の負担軽減をめざす財界主導の構造改革によって、国庫補助が削減され、国保会計の不安定化が進行しています。加えて今年から始まった後期高齢者医療制度で市民

の健康は脅かされています。

一方、介護保険においても 2004 年から 2006 年までの被保険者数は、年間 1000 人程ずつ増加しています。認定者数とその割合も少しずつ増加傾向にあります。

今後、国や市に社会の健康維持のための予算措置を求める運動を強めていかなければなりません。人々の生活で先ず考えなければならない事は健康です。お金が無いといいながら病氣も治さずに高額な娯楽品を買ったり庭の木を植え替えたりする人がいるのでしょうか。国家や社会でも同じことだと思います。

戦後 60 年、様々な試行錯誤を繰り返してきましたが、今こそ国民的視野に立ち、日本社会の再生と健全な発展を目指し、健康に生まれ、生き、そして安らかに死に往けるような社会制度を考えてみる時だと思います。

一人ひとりの市民が、そのためになにができるかを学び行動してゆける場を作っていく必要があります。市民が変わらなければ社会も変わらないのですから。

（茨城保健生協つくば支部 市原重子）





## 水余り大県の茨城—ムダな開発優先の水行政

### 水余り、でも進める水源開発

2007年3月、「いばらき水のマスタープラン改定」(表-1)が発表されました。このプランの特色は、計画達成年度である2020年に都市用水(水道用水+工業用水)が一日46万トン余るとしたことです。しかしながら県は、その余剰水を「環境用水」と「危機管理用水」に振り向けるので、これまで進めてきた霞ヶ浦導水事業、八ッ場ダム、思川開発(南摩ダム)及び湯西川ダムの水源開発は推進するとしています。つまり、水余りは無い、と結論づけているのです。

余剰水の振り替え先である「環境用水」「危機管理用水」は、今まで存在しなかった用途です。当然のことながら、茨城県が上記四つの水源開発に参加した目的は、水道用水と工業用水の供給でした。国との契約も県議会の承認も「水道用水として」「工業用水として」としています。

余剰水が出ることを自ら認めながら、なぜ新たな用途まで持ち出して水不足を演出するのでしょうか。そこから見えてくるのは「水源開発優先の水行政」です。

### 破たんを繰り返す「水のマスタープラン」

「水のマスタープラン」は、1991年から5年ごとに計画と改定を繰り返しています(表-2)。本来、計画があつて改定がなされる場合は微調整で済むはずですが、ご覧のように大幅な変更が繰り返されています。理由は単純明快、計画の目的が水源開発の推進にあるからです。

水源開発を進めるには将来水不足になることが前提です。つまり現在の保有水源を大き

く上回る水需要を作り出すことです。ポイントは将来の人口、給水率、一人当たり一日最大給水量を過大に見積もることです。しかし、この手法は計画時点では通用しても、水需給の実績が明らかになれば、その欺まん性は直ぐに暴かれ、破たんしてしまいます。5年ごとに破たんを繰り返す「水のマスタープラン」は、とても計画とはいえないものです。

### 既に人口は減少、これ以上の水源は不要

茨城県の水道用水の保有水源は霞ヶ浦開発を主力に日量125.2万トンあります(表-3)。一方その使用量は、2005年実績で102.8万トン(表-4)であり、その差22万トンは55万人分の水量に相当します。注目すべきは、100万トン前後の使用量は2005年度だけではなく、10数年に亘って横ばいを続けていることです(表-4)。水需要の鍵を握る県人口は1999年をピークに減少期に入りました。これから先、これ以上の水需要は有り得ないと考えるのが当たり前でしょう。

都市用水のもうひとつ、工業用水もじゃぶじゃぶの水余りです。工業用水は1980年代中頃から、同じ水を再利用する循環システムが普及し、膨大な需要を当て込んで進めた霞ヶ浦開発が完成する頃には、皮肉にも需要は激減していたのです。現在、各企業は県から押し付けられた、使用実績を約40万トンも上回る契約水量にあっぴあっぴの状態であり、余剰水量は日量58(保有水源126-給水量実績68)万トンに達しています(表-5)。水道用水22万トンと工業用水58万トンを合わせた都市用水の余剰は80万トン、水道用水にして200万人分に相当します。現在の県人口298

IV まちづくり

表1 2007年度改定 いばらき水のマスタープラン(2020年度時点)

	水道水	工業用水	都市用水(合計)
供給量	160.9	176.7	337.6
需要量	143.1	148.2	291.3
余剰水	17.8	28.5	<b>46.3</b>

(単位:万トン/日)

表2 いばらき水のマスタープラン変遷

計画年度	達成年度	人口予測 万人	給水人口 万人	1日最大 給水量 万トン	1人1日最大 給水量 ℓ
1991	2010	403	393	198.2	505.0
1996	2010	370	362	145.9	403.2
2001	2020	323	323	164.0	508.0
2007	2020	297	297	133.8	450.0

表3 茨城県の水道用水保水源 2001いばらき水のマスタープランより

霞ヶ浦開発	37.6 (日量万トン)
河川水	49.6
地下水	30.8
霞ヶ浦開発の県保有分	7.2
合計	125.2

表4 茨城県の水需要実績 日本水道協会「水道統計」より

年度	総人口(千人)	給水人口(千人)	給水率 (%)	1日最大 給水量(千トン)	1人1日最大 給水量 (ℓ)
1991	2,885	2,302	79.8	936	407
1992	2,908	2,358	81.1	986	418
1993	2,930	2,405	82.1	970	403
1994	2,951	2,457	83.3	1,019	415
1995	2,954	2,510	85.0	1,032	411
1996	2,967	2,556	86.1	987	386
1997	2,980	2,592	87.0	1,043	402
1998	2,988	2,612	87.4	1,029	394
1999	2,994	2,603	86.9	1,032	396
2000	2,981	2,605	87.4	1,044	401
2001	2,984	2,617	87.7	1,065	407
2002	2,984	2,626	88.0	1,066	406
2003	2,986	2,657	89.0	1,025	386
2004	2,983	2,672	89.6	1,043	390
2005実績	2,966	2,687	90.6	1,028	383
2005予測	3,090	2,823	91.4	1,258	445
<b>計画誤差</b>	<b>124</b>	<b>136</b>	<b>0.8</b>	<b>230</b>	<b>62</b>

#### IV まちづくり

万人をピークに人口減少期に入った茨城県が200万人分の余剰水を抱えているのです。

##### 無駄づかいの付けは、必ず県民に

茨城県の水道料金は首都圏でも群を抜いて高く設定されています(表-6)。考えてみれば当たり前のことですが、水道料金は基本的には受益者負担ですから、298万人で余剰水55万人分を合わせた353万人分の水道料金を分担すれば、一人あたり一世帯あたりの水道料金が高くなるのは当然のことです。現在、強引に進めている4水源開発が完成した暁には62万トン、155万人分の水量がさらに加算されます。県の言う通り2015年に完成すれば、それ以降は298万人で508万人分の水道料金を負担することになります。

工業用水の余剰も県民の負担につながっています。現在各企業は県に対し、契約水量の引き下げと工業用水道料金の引き下げを強硬に求めています。”産業大県”という幻をまだ追いつける県は、企業の圧力に抵抗できません。結局さまざまな優遇制度を持ち出してお茶を濁しています。でも、その付けは県財政の危機となり、私たち県民の負担になっているのです。

##### 水源開発の実態を知ろう

茨城県に住んでいる私たちは、水源開発と言えば霞ヶ浦導水事業しか耳目に入ってきません。しかし、茨城県が参加している八ッ場ダム、思川開発(南摩ダム)、湯西川ダムも同様に知っていなければならないものです。4事業の県民負担は治水分も合わせますと表-7の通り、起債利息などを含め約2,000億円にも上ります。県民一人当たり6万7,000円、四人家族で27万円の負担になるのです。この負担は、無駄遣いを許してしまった私たちの世代だけでなく、子や孫の世代にまで及んで

しまいます。さらに言えば、私たちは約300万人で負担していますが、人口が減少する孫子の代には200~250万人で負担しなければならないのです。

##### 過大な洪水予測に縛られる治水事業

水余りを指摘しますと、行政は必ず洪水の危険性を持ち出して治水事業の必要を説きます。しかし、ここでも「過大な洪水予測」と言うご都合主義が露呈します。

利根川の河川整備基本方針は、カスリーン台風時の洪水を200年に一度の洪水として「基本高水」を毎秒22,000トンと設定しています。図-1は、利根川の洪水流量観測地点「八斗島(やっただま)」の年度別最大洪水流量です。ご覧のように、カスリーン台風の洪水流量は17,000トンですが、当時は観測設備も不備で推測せざるをえませんでした。実際に観測できるようになった1950年以降、10,000トンを越える洪水は一度もありません。ところが、その後、国交省は「当時は堤防が未整備であったため、上流で5,000トンのはんらんがあったと予測される」と、推測に推測を重ねて、基本高水を22,000トンにかさ上げしてしまったのです。

では、この22,000トンにどう対処するのかといえば、16,500トンは堤防のかさ上げなどの河道整備。残る5,500トンは上流にダムを作りカットするとしています。ところが八斗島上流にある既設の6ダムの洪水カット量は1,000トン。計画中のものは、国土交通省が最後のダムという八ッ場ダムしかありません。八ッ場ダムの洪水カット能力は600トン。合計しても1,600トンに過ぎません。あと3,900トンの洪水をカットするには10数基のダムを必要とするはずですが、その計画は影も形もありません。つまり過大な洪水予測で恐怖心をあおるだけで、治水計画もまた、ムダな

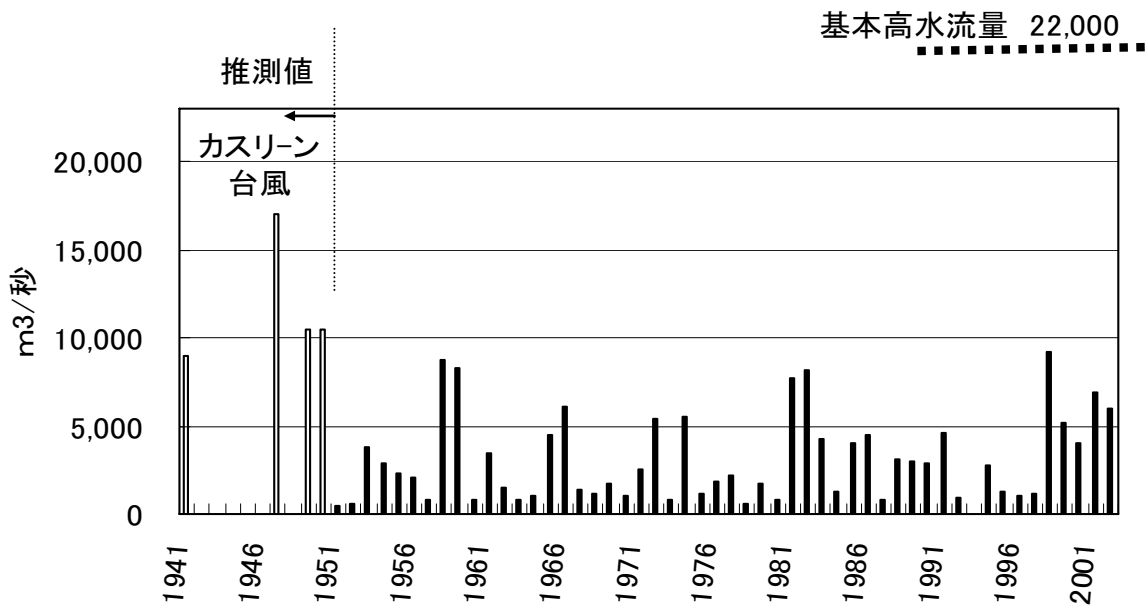


図1 利根川・八斗島地点の年最大流量の推移

国土交通省関東地方整備局資料より

表5 茨城県の県営工業水道の契約水量及び日最大給水量の実績(トン)

年度	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
保有水源							1,259,000
契約水量	1,060,489	1,065,529	1,076,462	1,076,278	1,082,225	1,082,475	1,086,312
1日最大給水量	632,16 9	684,51 9	699,99 3	677,00 8	686,67 6	700,75 1	680,47 3
差	428,32 0	381,01 0	376,46 9	399,27 0	395,54 9	381,72 4	405,83 9
給水率(%)	596	64.2	65.0	62.9	63.5	64.7	62.6

茨城県企業局資料より

保有源差 578,000

表6 北関東各県(広域水道)の水道料金(2006年度決算)

	年間給水収益 (千円)	年間給水量 (m <sup>3</sup> )	平均単価 (円/m <sup>3</sup> )
県南広域水道	7,477,672	75,221,352	99.4
鹿行広域水道	2,256,389	16,308,201	138.4
県西広域水道	3,094,611	20,042,807	154.4
県央広域水道	2,532,724	14,939,078	169.5
合計	15,361,396	126,511,438	121.4
栃木県	2,103,079	21,356,000	98.5
群馬県	6,328,577	79,850,422	79.3
埼玉県			61.8

\* 口径 20mm。20m<sup>3</sup> あたりの水道料金比較  
(2007年度決算)  
(円)  
東京都 2,560  
千葉県 3,108  
神奈川県 2,281  
県南広域水道 3,727

注: 表中の栃木県以下のデータは、2007年度決算、資料提供: 古沢喜幸土浦市議会議員より

#### IV まちづくり

巨大公共事業といわれるダム作りのために立てられているのです。

#### ムダな水源開発の中止と県民の責任

茨城県は利水・治水を目的に、八ッ場ダム、霞ヶ浦導水事業、思川開発、湯西川ダムと、国が首都圏で進める水源開発のすべてに参加しています。こんな県は他にありません。このために県民は2,000億円もの負担が強いられます。すでに見たように、県の将来の水需要は、今の保有水源で十分に賄えるのです。財政危機といいながら、こんな県税のムダ使いは許されません。推進中の水源開発事業から、一刻も早く撤退することを強く求めます。こうした行政や政治を許してしまったのは、

煎じ詰めれば私たち県民の責任でもあります。まず怒りを自らの内に向け、自らの責任で一步一步改めさせて行かねばならないと思います。小さな声でも上げ続けて行きたいと思います。

(八ッ場ダムをストップさせる茨城の会  
神原禮二)

編集チーム注：つくば市や広域水道事業団は、大部分の水を県から買っています。ですから、県のムダな水源開発は、つくば市民の水道料金や県税負担に直接関わります。そのため、ここでは県レベルの水行政の問題を取り上げました。

表7 水源開発4事業に対する茨城県の負担額

単位 億円

	建設事業				4事業の計
	思川開発	八ッ場ダム	湯西川ダム	霞ヶ浦導水事業	
水道	112	95	147	252	606
工業用水道	---	---	---	70	70
治水分の負担	25	124	110	286	545
計	137	219	257	608	1,221

※水源地域整備事業(水特法)、水源地域対策基金事業、起債利息を含めると約2000億円

資料提供：嶋津暉之水源連協同代表

## だいじょうぶか市の財政

夕張市はリゾート開発に多額の投資をした結果、失敗し財政破綻したが、これは他人事でなく第2の夕張市になりそうな自治体は数え切れないほどある。このような自治体の財政破綻を事前に防止するため、昨年6月に「自治体財政健全化法」が制定され、一般会計だけでなく特別会計や企業会計など全ての会計の内容を明らかにして、地方自治体の財政状況を総合的に評価することになり、平成19年度決算から適用されることになった。

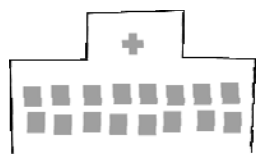
では、つくば市はだいじょうぶだろうか？つくば市は、平成18年度末で約2,000億円という巨額の借金を抱えている。このうち、下水道事業特別会計と上水道事業企業会計が抱えている借金が、一般会計を上回る約1,050億円もあり、これらを含めると現時点でも**実質的な公債費負担比率は、約28%にもなる**（25%以上で起債制限団体となり国の監督下に入る）。更に、今後、エクスプレスの沿線開発のつくば市負担分として約1,100億円、周辺農村地域の上下水道整備のために約2,000億円もの支出が予定されているが、開発地域に人口が定

着しなければ、投資した資金は地下に眠ったままで、金利だけがが増えてゆくことになり、一歩間違えると第2の夕張市になりかねない危険な状況にある。

つくば市にとって、財政の健全化は喫緊の課題であるが、歳入不足を各種税や上下水道料金の値上げなどで安易に市民に負担を押し付けるのではなく、まず公共事業や補助金などを徹底して見直し税金の無駄遣いをなくすことが先決である。

時代は、地方の自立・自己責任へと進むなか、首長と地方議員の責任は益々大きくなり、その見識と実行力が問われる時代となってきた。東京都が新銀行東京に400億円の追加出資を決め、都議会がこれを認めたことなどは、石原知事の問題先送りと責任回避であり、都議会与党派議員の無責任さを示す典型例であるが、つくば市では、これに類したようなことが起こらないように祈るばかりである。

（市井ランダム倶楽部 亀山大二郎）



## どうなる市の上水道

### つくば市の上水道

つくば市の水道は、1998年に筑南水道が桜村水道と筑波町水道を吸収し、2003年、つくば市と茎崎町の合併でつくば市水道となりました(図1)。筑南水道は研究学園都市の研究機関に水道を供給する目的で設置されました。茨城県が霞ヶ浦の水を水道水にしたものを買って受水しています。当初、研究機関に6万トン、生活用に4万トン、あわせて日量10万トンの施設として発足しました。しかし、実際には研究機関は3万トンしか使用せず、過大見積もりでした。桜村・筑波町水道は井戸を掘って地下水を水源にしており、現在は夏場の不足時期に霞ヶ浦からの水道水が入ってきています。

つくば市の人口は20万7千人ですが、給水人口は14万4千人で、

一日平均配水量 6万2千トン

一日最大配水量 7万1千トン

となっています。残りの6万3千人は、表1に見るように簡易水道、専用水道、個人井戸等を使用しています。

### 市が水道料金値上げを表明

07年12月議会で、市原市長は水道料金の値上げを表明しました。06年には下水道料と国民健康保険税の大幅値上げがあり、市民税も2年続けての値上げで、市民には重税感が広がっています。

つくば市の水道料金は、筑南水道が1983年に値上げして以来、25年間値上げ無しできました。公共料金や税金負担は、できるだけ軽くして住民の暮らしを守っていくのが行政の務めです。参考に他市との料金比較を表2

に示しました。県南水道・土浦市などでは、高すぎる水道料金の値下げを求める住民運動が盛り上がっています。

### 水道事業の借金とその返済

市の水道事業における借金は、約200億円です。内訳は葛城と真瀬の配水池設置に70億円、茎崎地区の水道敷設と桜・筑波地区の水道工事整備に100億円、その他で30億円です。元金の返済は表3に見るように2008年は5億7千万円ですが、2017年には年間返済額が最高の11億円になります(表4)。返済についてはその年に発生した減価償却費があてられます。2017年でも元金返済額と同程度の減価償却額が見込まれます。

借金の利子返済は営業コストに組み込まれており、その年の水道料金収入と表3の市からの補助金が当てられています。補助金については後でふれます。

### ため込み金を大事に使えば

たしかに1年間の水道事業収支は、1999年以降、毎年2～7億円余りの赤字になっています(表5)。表にはないが、08年度予算では営業収支で5億円の赤字が見込まれています。しかし、値上げは避けられない状況なのではないでしょうか。

実は、つくば市の水道会計には、国の補助金事業との関わりで、銀行に預金している「ため込み金」があるのです。1999年以来の赤字は、このため込み金で穴埋めされてきました。ため込み金は08年3月末で55億円あり、水道事業の1年間の営業支出が50億円程度ですから、相当な額といえます。ため込み金は

Ⅳ まちづくり

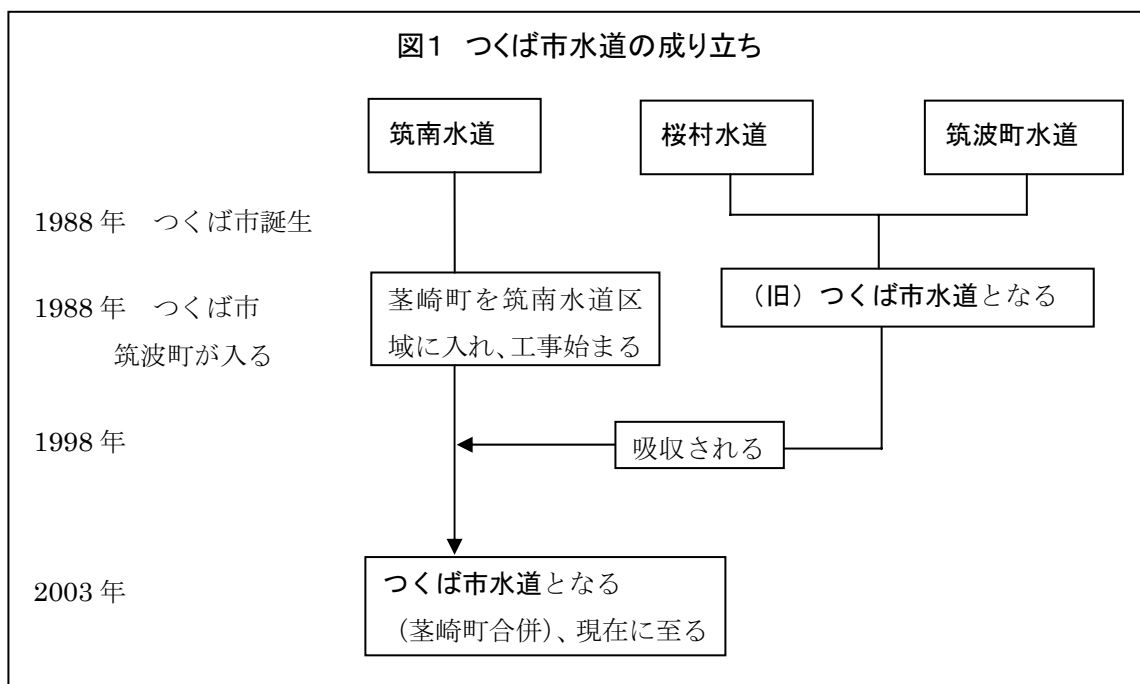


表1 つくば市の水道等の利用人口 (2007年3月31日現在)

水道等の種類	利用人口(人)	備考
上水道	144,407	
簡易水道	22,303	100組合
専用水道	3,769	住宅団地の水道
飲料水供給施設	2,584	給水人口50人以上の共同井戸使用者
その他	510	給水人口50人未満の共同井戸使用者
	29,862	個人井戸使用者

つくば市の人口 203,435 人、水道普及率は以下の式で示される。

$$(\text{上水道} + \text{簡易水道} + \text{専用水道}) \div \text{人口} = 83.8\%$$

表2 東京都、神奈川県を含む他市との水道料金比較表

(2008年3月現在)

水道料金 (円/月 25m <sup>3</sup> )			
つくば市	3,307	東京都	3,375
守谷市	4,672	横浜市	3,765
県南水道	4,809	川崎市	3,186
土浦市	5,496	神奈川県営	3,298



#### IV まちづくり

施設の改良にも使っており、営業収支の赤字の穴埋めだけに回すわけにはいきませんが、大事に使えば、早急な値上げはしなくてすむはずです。

##### なぜため込み金ができたか

そもそも、ため込み金はどうしてできたのでしょうか。

一般に、水道会計は企業会計ですから、施設を作れば減価償却費を売り上げから引くこととなります。そしてその減価償却費は主に借金の返済に充てられます（表 3 参照）。しかし、水道は公営企業ですから、国からの補助金があり、この補助金相当分の施設の減価償却はする必要がありません。

筑南水道は、現在工事中のTX沿線開発の水道管敷設と同様に、国が施設を作り無償で市に提供されました。ですから、借金の返済は必要ないのです。それにもかかわらず減価償却を行ってきましたので、お金はたまるばかりでした。その結果、1998年には75億8千万円にもなりました。これは、市民の水道料金がたまったものなのです。その後も給水区域拡大にともなう管路施設などに国や市などの補助金や、改良事業に対する補助金が支給され、引き続き補助金分に対して減価償却を行ってきました。補助金分に対する減価償却をやめたのは2004年です。

##### 市の一般会計からの補助金

すでに見たように、筑南水道は研究学園都市区域の水道として発足しました。そのため、1988年、水道供給区域に荃崎町全域を入れた時以来の水道管路施設工事費、及び1998年、桜村・筑波町水道を吸収した時までの工事整備費のうちの借金の利子は、合併前の荃崎町やつくば市の一般会計負担とされました。2003年に筑南水道からつくば市水道になっ

た現在でも、表 3 に見るように08年の予算では3億6千万円が補助金として市の一般会計から入ることになっています。

しかし、ここで検討しなければならないのは、研究学園地区のように人口集中地区ならともかく、田畑が多く人口がまばらな周辺地区に水道管敷設を伸ばせば伸ばすほど、施設の投資効率は下がるという問題です。当然、市民福祉の立場から、(旧)つくば市水道を吸収した1999年以降の研究学園地区以外の地域への工事費にも、市の補助金(出資金か)を出すべきです。

##### ダム・導水事業の無駄使いやめれば

つくば市水道の1m<sup>3</sup>当たりのコストは232円ですが、同じ規模の事業体の全国平均は167円です。つくば市の水道のコストが高い理由は、前項で見たような投資効率の悪化もありますが、もうひとつ、茨城県から買っている水の値段が高いことが上げられます。無駄な公共事業といわれる八ツ場ダムや霞ヶ浦導水事業等を、水余りにもかかわらず継続することで水の値段を引き上げているのです。この問題については別項で論じられていますので、指摘するだけにとどめておきます。

##### 集落簡易水道も応援しよう

表1の通り、2万2千人のつくば市民は、地下水を水源にした簡易水道を利用しています。安くておいしい水が供給されています。つくば市水道に転換してはどうかと市から提案されていますが、住民は応じていません。地下水も大事な資源です。大切に利用していくのもひとつの方策です。市として簡易水道へ①施設改良の補助金をもっと増やすこと、②技術援助のできる水道職員を配置し日常的に点検整備に努めること、などで今後も長く地下水を利用できるようにすべきです。

#### Ⅳ まちづくり

水道料金の値上げは、それほど安易に実施すべきことではありません。しかし、市議会では多数でごり押ししてくるのが、これまで

の公共料金値上げの決め方でした。そのようなやり方を許さない取り組みが必要です。

(つくば市議会議員 滝口隆一)

表3 近年の減価償却額と工事費元利金返済、市補助金（千円）

年 度	減価償却額	元金返済額	利子返済額	市補助金
02（平14）年 決算	477,494	143,359	265,155	231,185
03（平15）年 決算	903,785	324,567	531,146	444,458
04（平16）年 決算	951,096	351,226	603,096	430,007
05（平17）年 決算	1,130,649	386,717	642,475	416,803
06（平18）年 決算	1,149,402	545,144	639,579	397,551
07（平19）年 予算	1,158,681	512,174	623,357	377,844
08（平20）年 予算	1,160,951	575,590	602,613	358,821

表4 水道事業企業債償還予定額

償還年度	元 金	利 子	合 計
08（平20）年	575,590 千円	600,021 千円	1,175,611 千円
09（平21）	699,812	576,499	1,276,311
10（平22）	857,929	549,926	1,407,855
11（平23）	918,815	519,685	1,438,500
12（平24）	953,634	487,878	1,441,512
13（平25）	980,946	454,786	1,435,732
14（平26）	1,015,142	420,589	1,435,731
15（平27）	1,048,135	384,951	1,433,086
16（平28）	1,083,710	347,897	1,431,607
17（平29）	1,091,240	309,694	1,400,934

表5 各年度の純損失額（決算・損益計算書より）

年 度	純損失額
1999（平11）年	218,517 千円
2000（平12）	203,679
2001（平13）	348,510
2002（平14）	331,071
2003（平15）	409,808
2004（平16）	751,681
2005（平17）	659,148
2006（平18）	594,913

## 市の生活道路

### 自転車が便利に安全快適に使えるまちに

**環境都市・福祉都市は弱者に優しいまちづくりからー福祉都市は住民が安全・快適に生活し活動して長生きが出来るまちー**

要介護者や要保護者をつくらない環境こそが福祉都市の姿と言えます。弱者も安全に気軽に歩けるまちの環境は福祉都市として不可欠の要素です。人は歩かなくなり、人と会話を交わす機会が少なくなると老化が進み要介護者への道を歩む結果となります。

今のつくばの道路には弱者に対し余りにも無慈悲な所が多く存在します。自転車に優しい道路環境を作る事は車椅子での外出も容易にし、弱者に優しい健康な福祉都市づくりの出発点になり得ます。

自転車が便利に安全快適に使えるまちになれば、日常自転車で行動でき、自家用車への依存度を減らし、CO<sub>2</sub>の減少や大気環境の改善にもなります。

#### 自転車のすすめ

自転車は環境に優しく、自然との触れ合いにも適し心身の健康にも役立ちます。自転車にとって快適なまちの環境を作る事は、車に頼らぬ生活環境整備への最短路と言えます。

#### つくばの道路の現状

①横断歩道の無用な段差：一昨年初めて可成りの改善が行われましたが、その後は一向に進んでいません。研究交流センター西側歩道の様に段差の少ない所に急に段差にぶつくと却って大きな衝撃を受ける事があります。

②歩道端の無用なバリアー：島名十字路から面野井への道路の谷田川を渡った所（写真

1）の様に、歩道と車道間に高低差が無い所の歩道端に、わざわざバリアーを設けて車椅子などの通過を困難にしている所があります。夜間など自転車にも危険です。島名のサイエンス大通にも同様の所がありました。

③歩道橋か歩道地下道しかない交差点：大角豆交差点（写真2）や、国道354から常磐自動車道桜土浦ICに通ずる東側・西側出入り口などはその例です。

④分かりにくい分岐路：並木大橋を西側から渡って東大通り西側歩道に入る分岐（写真3）は非常に分かりにくい。分岐路は狭く直角に左に入っており植込みに隠れて殆ど見えません。この道の舗装は雨に濡れると非常にタイヤが滑りやすく、急な下り坂のため狭い直角な分岐路へハンドルを切るとスリップ転倒の危険があります。先年、特に急な所に滑り止めが貼られましたが分岐の所は貼られていません。真っ直ぐの斜面よりハンドルを切る所の方がスリップしやすい事が配慮されていません。分岐入り口前にも滑り止めを貼り、分岐路はカーブを持たせ、広くして上からも見やすく改修して欲しいものです。

⑤歩道を狭める設置物：国道354ぞいの友朋堂梅園店前交差点（写真4）が一例。歩道が狭くなった所の真ん中に信号柱の柱が立っており、その右側は狭く右傾斜で段差もあり車椅子の人には危険。狭い歩道に立てられた信号柱や標識柱が歩道を更に狭くしている所があちこちに見られます。

⑥歩道に置かれた妨害物：立看板やベンチ

#### IV まちづくり



写真1 歩道端の無用なバリヤー。島名十字路から面野井への谷田川付近



写真2 歩道橋しかない大角豆交差点



写真3 分かりにくい分岐路。並木大橋歩道から東大通西側歩道への分岐路



写真4 歩道を狭める設置物。国道354、友朋堂梅園店前交差点



写真5 進行方向に平行な段差。国道354、ヤマダデンキ近くの歩道



写真6 狭い車止め柵間隔。土浦学園線小野崎地区

#### IV まちづくり

などは照明が消された深夜は特に危険。立て看板はガソリンスタンドやエステその他、客商売の店の前に多く見られます。土浦学園線土浦方面行き吉瀬バス停小屋はひどい例。

⑦急傾斜の歩道：ペDESTリアンの主要道路との交差点に太鼓橋が多くみられます。時に端部が破損して段差が作られる事もあります。歩行者・自転車道の橋の両端部の傾斜を減らし、車道の方を下げる様にして欲しいものです。また、国道354号線の谷田部地区に自転車や車椅子の通過が困難な急傾斜の歩道があります。

⑧道路の凸凹：木の根によるアスファルトの突出や道路破損による凸凹及び制水弁などによる穴。街路樹の樹種選定・道路管理にも配慮が欲しいと思います。

#### 道路に潜む危険

①濡れるとスリップしやすい舗装：さくら大橋の辺り、つくばセンター付近の舗装タイルや並木大橋のような赤味を帯びた舗装は、強い雨の時など非常にスリップし易くなります。舗装には雨に濡れても滑りにくいものを選び、既設の滑り易い舗装は早急に滑らないものに張り替えて貰いたいものです。並木大橋に貼られた様な滑り止めは長持ちしません。

②進行方向に平行な溝・段差：自転車にとって進行方向に平行な溝や段差は浅いものであってもハンドルを取られる恐れがあります。盲人用の溝形マーカも、自転車通行可の歩道では自転車のタイヤより充分狭い溝幅にして貰いたいものです。その溝や段差の角が滑り易い材料だと更に危険は増します。

また、土浦・野田線ヤマダデンキ近くの歩道（写真5）に見られる様に、歩道幅の半分だけ舗装され、未舗装の所と数cmの段差のある所が在ります。自転車のすれ違いの時など転倒の危険があります。

③狭い車止め柵間隔：歩道端部には車の進入を防ぐポールや逆U形或いは逆V形の柵が設けられている所が多くあり、その幅が狭過ぎる所が多く見られます。夜間など自転車の弱いライトでは、絶え間なく来る対向自動車のライトで目が眩み、充分識別できず接触の危険があります。通過出来る有効巾として1.2m位は欲しいものです。車が入れない幅があればよいのですから、現在多く見られる3本使っている所は2本にし、4本使っている所は3本にしてよいと思います。写真6は1本でよい所に3本使われている例です。

④歩道が狭く車道との高い段差：国道354の館野付近がその1例。歩道幅が狭く車道との段差は高く、反対側は脇へ傾斜して深く落ち込んでおり、舗装状態も良くありません。街路灯も無く危険で、夜は安心して走れません。車の通行量が多く、自転車はととても危険で車道は走れません。

⑤蓋の無い側溝：特に住宅地域で、側溝に蓋の無い所が多くあります。枯れ葉ですっかり埋められて、側溝と気づき難い所もあります。車を避けようとしてうっかりそこへ足をついて転倒したことがありました。車の脱輪例も見えています。梅園の住宅地では、各家がそれぞれ厚いコンクリートの蓋をしたため4m必要な道路の有効巾が3.2mしかない所があります。安全上も問題です。蓋の無い側溝を造って放置するのは、住民の安全を無視しているに等しいと思います。側溝には必ず道路と同じ高さの、濡れても滑らない蓋をしてもらいたいものです。

⑥暗い色の凸形縁石：土浦・境線に見られる様に、歩道と車道間の高低が無い所に凸形縁石が使われている所が多く在ります。古くなって路面と同じ様な汚れた色になると、街路灯の無い所でスポット範囲の狭い自転車の

#### IV まちづくり

ライトでは、夜にその様な縁石の識別を誤る場合があります。歩道を走っていて凸形縁石に車輪が接触すると車道側に転倒し極めて危険です。

かつて夜、土浦・境線で歩道に立て看板がありそれを避けて車道に出ようとしたところ、縁石の切れ目の識別を誤って縁石に接触して転倒した事がありました。幸いそこに車が来なかったので命拾いしました。凸形縁石よりガードレールくらいの高さで明るい塗装のフェンスの方が安全です。現在凸形縁石になっている所は、発光ダイオードか反射マーカを密に分布させるか、トルコでなされている様に、上面を白か明るい色で塗装して路面と容易に識別できるようにすべきです。

**⑦歩道を跨いで車道との間に渡された斜め鉄板：**事業所に大型車が出入りする所などにしばしば見られます。雨が降って濡れると非常に滑り易く転倒を招きます。雨の中こう言った鉄板で転倒して怪我をし、コートを破損した事がありました。管轄役所に言ってこれ迄2ヶ所改善させた事がありました。最近は見えていませんが注意を要する所です。

**⑧歩道の急な横傾斜：**事業所や駐車場入口にしばしば見られます。狭い歩道では特に急になり危険です。車椅子の通過困難な所もあります。

**⑨急に歩道を横切って出て来る車：**事業所や家屋の駐車場出入り口、狭い横道の出口でしばしば遭遇します。全く歩道を意識に置かず、早く車道を見ようとする心理から発生するものと思われます。時に右折しようとする車で、左ばかり見て全く右を見ようとしなないものがあります。またその逆も。急に出て来られブレーキだけでは間に合わず、急ハンドルを切って車道側に転倒した事がありました。カーブミラーでも設けて歩道を確認する様にして欲しいものです。運転者の教育も必

要。

**⑩歩道上にあるポイ捨てのガラス瓶破片や棘のある木の枝など：**つくば市内の国道125号線で、ガラスの破片で一度に7～8ヶ所チューブに穴をあけられたことがありました。

**⑪鋭い角を持った見にくい段差：**木の多い団地内などで見られます。雨の夜間には特に危険。吾妻2丁目団地内(写真7)で雨の夜、直進のつもりで行ったところ、見えない鋭い角の段差に乗り上げて前後輪ともパンクし、ひどい目に遭った事がありました。

その様な所は夜間の照明を明るくし、標識を立てるなどして曲がり角が明瞭に判る様にして頂きたいものです。

**⑫見通しの悪い信号の無い交差点：**洞峰公園東端二反分通り側出口の交差点が一例。押しボタン信号が欲しい所です。

**⑬横断者青信号の時、車が横断歩道を横切れる交差点：**デイズタウン角のY字交差点がその1例(写真8)。西大通の大きな東西通りとの交差点に車の左折自由の所が多くあります。そういう所も同様です。分離信号(スクランブル交差点の信号)にして欲しい所です。

#### 車の迷惑駐車と歩道占拠

**①作業車の歩道占拠：**農業用車が歩道を駐車場として常用している例をよく見ます。農業用車は自己農地内に駐車スペースを確保しておくべきでしょう。

**②公道の歩道を駐車場と見なしている車：**歩道が夜間駐車場として利用されている例や、店の駐車場の延長とされているような所(写真9)があります。歩道端の車進入防止柵は、多くの所で車の歩道占拠を防ぐ役割はほとんど果たしていません。車道側からも私有地側からも側面から車が自由に歩道に入れる所が沢山残されているからです。

#### Ⅳ まちづくり

③**少しでも歩くのを厭う性向からの迷惑駐車**：近くになら空き駐車場があっても、郵便局や店の前などで歩道乗り上げ駐車が後を絶たず、あちこちに見られます。小野川郵便局やその近くの商店、並木3丁目商店街などもその例です。また中古車屋が歩道を商品展示場としている例も見られます。車の迷惑駐車や歩道占拠を無くすには、取り締まりの方法と道路の構造の両方から手を打つ必要があるでしょう。

④**公園などの歩道出入り口を塞ぐ駐停車**：その例は赤塚公園西側及び東側出入り口でしばしば見られます。車常用者は車の通れない道は道と認識しない人が多い様で、個人住宅前の私道を塞いで駐車する人さえあります。公園の出入り口などは、その端から2m以内駐停車禁止の標識が欲しいものです。運転者への教育も必要でしょう。

#### 改善の提言—前記した道路の不具合の改善と危険の除去

①**歩車道境界の構造改善**：笠間では、歩道と車道及び縁石上面が同平面の歩車道境界は、縁石上に立てたポールに横棒を渡して造られたフェンスを用いています（写真10）。それは凸形縁石より自転車にとって安全で、車の歩道乗り入れも防げます。

歩道の車道と反対側の私有地が駐車場だったりしてそこから歩道乗り入れされる恐れのあるところには同様なフェンスを私有地側にも設ければよいでしょう。歩道を横切る車の出入り口にはそこから歩道に入られないようポールを立てます。商店街や住宅地ではフェンスにせらずに横棒の無いポールだけの柵でもよいでしょう。なお、フェンスやポールの色は白に近い明るい色の方がよいと思います。

②**分離信号の設置**：東京では分離信号が随分増えています。つくばでも大角豆交差点を

はじめとして分離信号にした方がよい所が幾つかあります。

③**歩道上駐車の取締**：以前、歩道上駐車の取締を市長に提言したところ「ごもつともですが手か廻りません」との返事がありました。その頃と違いカメラとインターネット付き携帯電話が普及してきた現在では、市民協力による方法なども可能になったと考えられます。

④**車片足乗り上げ駐車可の歩道の明示**：場所によっては、歩道に車の片足を乗り上げる駐車を許容してもよいと思います。欧州のある国では、その様な歩道の舗装タイルを、車道から30~40cmの幅で乗り上げ可の範囲として色分けし、それ以上歩道内に入ってはいけない事を明確に示しています。その様な方式を採用してもよいと思います。しかし、車が歩道に深く乗り入れしないよう、ぜひ取り締まって欲しいものです。

⑤**道路破損箇所の早急な修理**：埼玉県のある市で、郵便配達員に道路破損箇所の報告を依頼し、軽い破損で修理出来るようになって修理費が半減出来たと聞いています。積極的に市民の協力を求めてもよいでしょう。センター付近でもタイル剥がれがよく見られます。

⑥**自転車と公共交通機関との乗り継ぎの便**：並木大橋や環境研前のバス停近くで、特に風の強い日に乱雑な駐輪がしばしば見られます。自転車からの乗り継ぎが必要なバス停近くに、自転車をきちんと固定出来る無料の駐輪場を設ければ、見苦しい駐輪は無くなるでしょう。またセンターはじめTX駅から200m以内位の所に、利用し易い無料の同様の駐輪場を設け、そこから駅まで雨の時も傘を差さずに行ける様にすれば、自家用車依存が大いに減らせるでしょう。TXで東京に出て帰りが終電になったり、さらに地方へ向か

#### IV まちづくり

い、帰るまで数日を要する場合も考慮する必要があります。

⑦駐輪規制の前に利用者の要望を満たす駐輪場の整備を：センター地区でしょっちゅう駐輪違反の札貼りをしています。十年一日の様に一向に違反駐輪が無くなりません。利用者の要望を満たす駐輪場が無いからです。監視員の人件費やペラ代その他経費の無駄づかいです。規制の前に駐輪場を整備した小岩駅の例を見習うべきです。

⑧都市計画は住民・利用者の立場に立って

こそ：都市計画は人の幸せを図る工学の分野です。従って、その計画の出発点では、住民や利用者の立場に立つ配慮が不可欠です。しかしながら、従来、その様な配慮を欠いたまま政策や行政理念だけが先行して作られ施行されているものも多く見られます。つくば市の道路の現状を見ると、『つくば市市民憲章』の『1. 思いやりのあふれる、やすらぎのまち』という言葉が泣きそうな所が多々あります。早急な改善が望まれるところです。

(つくば市民環境会議 矢作榮一)



写真7 鋭い角をもった見にくい段差。  
吾妻2丁目団地内



写真8 歩行者信号が青で、横断歩道を横切る車。デイズタウン角のY字交差点



写真9 小野川郵便局付近で2台の車が歩道の上に駐車



写真10 歩車道境界の縁石位置のポール横棒を渡したフェンス。笠間市



## 公務員宿舎の変遷と廃止問題

### 宿舎建設当時の状況

研究学園都市の建設に伴い、竹園、吾妻、春日、並木、松代地区に昭和 48 年以降から 7700 戸が整備されました。欧米の研究者スタイルを意識して、当時では先進的な住居で、つくばの新しい街のイメージにも合い、全国から参集してきた人々に人気の宿舎でした。

### 宿舎廃止の背景

宿舎建設から約 30 年が経過した近年は老朽化が著しく、宿舎を所管している関東財務局はその間、修理・修繕を進めてきましたが、十分な費用の確保には至っていません。それに加え、建築様式、間取り、共同風呂（独身宿舎）などは、現在の生活スタイルとズレが生じています。建築時に断熱材を使用していないこともあり、結露の発生（カビの発生）は長い間、住民の悩みの種で、1 階の住居では床がぬけるといったことも発生しています。職員数や採用数の減少、つくば中心部での新規マンション建設や TX 開通による近隣都市への転居が増加したことも拍車をかけ、入居率が大きく減少しました（図 1）。

### 宿舎の廃止状況

そのような現状を踏まえ、2002 年に 669 戸、2005 年に 529 戸の宿舎廃止が決定されました。さらに、2006 年 7 月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」に基づき、国の資産規模を対 GDP で半減することを目指し、国有資産の大規模な売却を進めています。その一環として、つくばにおいても公務員宿舎を 2008 年から 2012 年にかけて断続的に約 1660 戸廃止する計画が発表されました（表 1、図 2）。

### 宿舎廃止の問題点

宿舎廃止の度に、転居を強いられる住民もいることから分かるように、関東財務局は計画性のない廃止を繰り返しています。また、モザイク状に廃止されることで、つくば市の景観デザインが低下する恐れがあります。公務員宿舎は建ぺい率 30%以内、容積率 100%以内、緑化区域 30%などの基準で建設されており、跡地に民間の高層マンションが建設されることで、緑豊かなつくば市の生活空間の質が著しく低下します。既に、売却済みの跡地に建設されたマンションでは、近隣住民とのトラブルも発生しています。また、廃止から売却までの期間の治安問題や中心部以外の廃止地区では買い手が付かない可能性もあり、むやみな廃止がゴーストタウン化を引き起こす恐れもあります。

### つくば市の対応と今後の課題

つくば市は 2007 年 3 月に学園都市の建物の高さを制限する都市計画法の高度地区を導入しました。また、茨城県やつくば市は、新たなつくばのランドデザイン策定と公務員宿舎跡地の有効活用（新たな業務機能集積など）について、財務省や国土交通省などに要望しました。最近のつくばは単なる都心部のベッドタウンに成り下がっており、残念ながら研究学園都市としての姿が薄れつつあります。宿舎の廃止とその跡地利用は、計画性と将来へのビジョンがないまま実行に移されており、益々学園都市らしさがみえなくなる恐れがあります。跡地利用はつくばの独自性を再構築する最良の機会であり、市民及び強制退去させられた住民が納得いく活用がされるよう働きかける必要があります。

（筑波研究学園都市研究機関

労働組合協議会 若杉晃介）

IV まちづくり

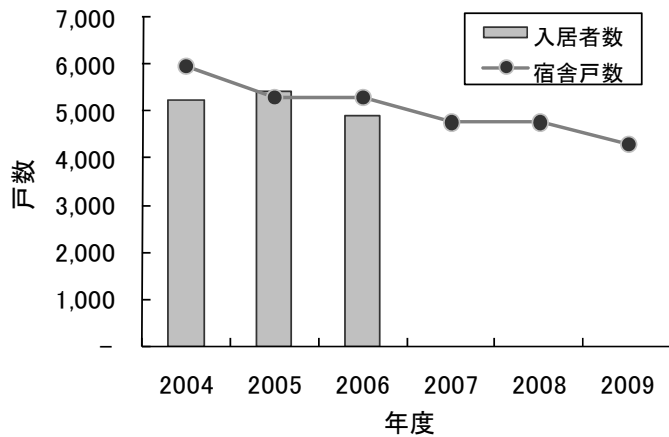


図1 入居者、宿舎戸数の推移

表1 地区別の廃止予定宿舎数

廃止年	地区	戸数
2008年	竹園3丁目	301
	並木2丁目	100
	並木3丁目	60
2009年	竹園2丁目	118
	竹園3丁目	14
	吾妻3丁目	128
	並木4丁目	60
2010年	吾妻3丁目	29
	並木3丁目	16
	並木4丁目	204
2011年以降	竹園3丁目	6
	吾妻1丁目	184
	吾妻3丁目	38
	松代4丁目	166
	松代5丁目	240
合計		1,664



図2 つくば市中心地区の廃止予定宿舎

## まちづくりとマンション問題

### つくばエクスプレス開通とマンション乱立

つくばエクスプレス開設前から、つくば駅周辺を中心に、高層マンションの建設が目立ち始め、それまで1戸建て住宅中心であった新聞のちらしに分譲マンションの宣伝が目立つようになってきました。沿線の駅周辺だけでなく、1戸建て住宅中心の地域や公務員住宅の跡地でもマンション建設計画が持ち上がり、市内のあちこちで「マンション建設反対」の運動がおきるようになりました。周辺の住民が建設計画を知った時には、法的手続きが終わっている場合がほとんどで、周辺の住民に様々な影響を与えるにも拘わらず住民の要求はなかなか受け入れられないのが実情です。

### つくば市の高度規制

市内各地でマンション紛争が生じている状況やつくば市の景観等の点から、つくば市でも2006年に中高層住宅地区の高度規制（研究学園都市計画高度地区の指定）の検討を始め、住民説明会、パブリックコメント、公聴会等を踏まえ、2007年3月20日に告示されました。高度規制が制定された後に、「既存不適格」なマンション（規制を超えていても告示前に着工したため建設できる建物）を巡る紛争が市内で4カ所あり、この告示日も、少しでも早く告示を求める住民と、少しでも遅い告示を望む建設業者との間で行政が下した妥協の結果だと思われます。既存不適格となるマンションのほとんどは結果的には告示以前に着工されてしまいました。現存する賃貸アパートの解体が必要だった千現1丁目の計画だけは、1戸建て住宅と4階までの賃貸アパートしかない地域に14階建てマンション

を建てるというあまりにも非常識な計画であり、住民が粘り強く創意工夫をした運動を展開した結果、阻止することができました。

### 高度規制とマンション

分譲マンションは、町づくりの上で一定の役割を持っていますが、建設に当たっては、適切な配置を基に1戸建ての住宅との調和がとれたものであることが必要です。新たに作られた高度規制によってこの問題が解決したとはいえません。絶対高度規制の対象となり18m以下の建物しか建てられない地域でも、次の様な問題が生じています。マンションを建設する側は、少しでも多くの部屋を作ろうと容積率の制限である200%一杯の建物を計画します。必然的に駐車場の場所がなくなり大規模な機械式駐車場が作られ、周辺住民との紛争の要因となる場合があります。地下を含めた多数階の機械式駐車場は、車の出し入れに時間がかかるため、高層マンションの周辺では路上駐車が増える傾向が生じています。

### マンション建設における行政の役割

分譲マンションや賃貸マンションの住民も住民であり、地域の構成員ですから、地域住民に歓迎されないマンションは、そこに居住する住民にとっても周辺の住民にとっても、望ましいものではありません。つくば市にふさわしいまちづくりを考える上では、場所により適切な容積率の設定等を行政が行うことが必要です。

現在のように、法的に必要なほとんどの手続きが完了し、着工する直前になって周辺住民にはじめて計画が知らされるという状況で

#### IV まちづくり

は、住宅地のマンション計画に対する反対運動は避けられません。この段階では、住民と施工業者間の話し合いの余地はほとんどなく、結果的には、多くの問題が入居者に押しつけられることになりかねません。建築基準法を満たしていれば良いとするのではなく、つくばらしいまちづくりを進めるためにも高層の建物を建設する場合には、検討の段階で周辺住民へ情報を伝え、住民を含めた検討を行う仕組みが必要です。

#### 公務員住宅跡地の問題

竹園3丁目と並木2丁目の公務員住宅跡地に大規模な高層マンションが建てられました。

公務員住宅は、駐車場の不足など様々な問題を抱えてはいましたが、「公務員宿舎の変遷と廃止問題」で述べられているように、「建ぺい率30%以内、容積率100%以内、緑化区域30%」という基準で建てられており、緑地の確保を含め、良好な住環境を維持するという点では一定の役割を持っていました。

公務員住宅地域の空き地が1戸建て住宅地として売り出されることは、かなり前から行われていましたが、最近の特徴は、緑地を伐採し公務員住宅を解体して住宅やマンションを建設するという新たな段階に入りました。竹園3丁目の東大通り沿いの松林を撤去、造成して売り出された建て売り住宅に対しては、

学園地区の景観の観点から批判する声が出されています。全国的な公務員住宅削減の一環として、つくば市の公務員住宅も2008-2011年度において18敷地合計30haの廃止・転用計画が進められています。公務員住宅地区は高度規制の対象外であり、つくば市の景観条例の具体的な規制でも対象外になっています。この状態で公務員住宅地が民間に売り出されたならば、学園地区の環境を大きく変える危険性が多分にあります。

まちづくりの点からも、研究学園都市の役割という観点からも、公務員住宅地域のあり方は非常に重要な問題です。つくば市は、研究学園都市の整備という観点から国に適切な対応を要求すべきです。

公務員住宅用地については、つくば市内の大学、研究機関、民間企業等で作っている筑波研究学園都市研究機関等連絡協議会（筑研協）でも「筑波発ベンチャー支援施設用地」、「外国人研究者・留学生交流支援用地」、「研究開発関連民間企業立地用地」等として活用する提案を検討しています。つくば市のまちづくりという観点と、研究学園都市としての都市整備という観点から、つくば市と研究機関が市民の声も聞きながら今後の計画を一体となって作っていくことが望まれます。

(千現在住 平山英夫)

#### 図1(次ページ)の凡例説明

##### 第1種高度地区

- 1 地盤面からの建物の高さは18m以下
- 2 各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の1.25倍に7.5mを加えたもの以下で、当該水平距離から2mを減じたものの0.6倍に10mを加えた高さ以下
- 3 各部分の高さは、隣地境界線までの水平距離が1m未満では10m以下、2m未満の範囲は15m以下

##### 第2種高度地区

上記の2及び3の規制

##### 第3種高度地区

- 1 各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の1.25倍に7.5mを加えたもの以下

IV まちづくり

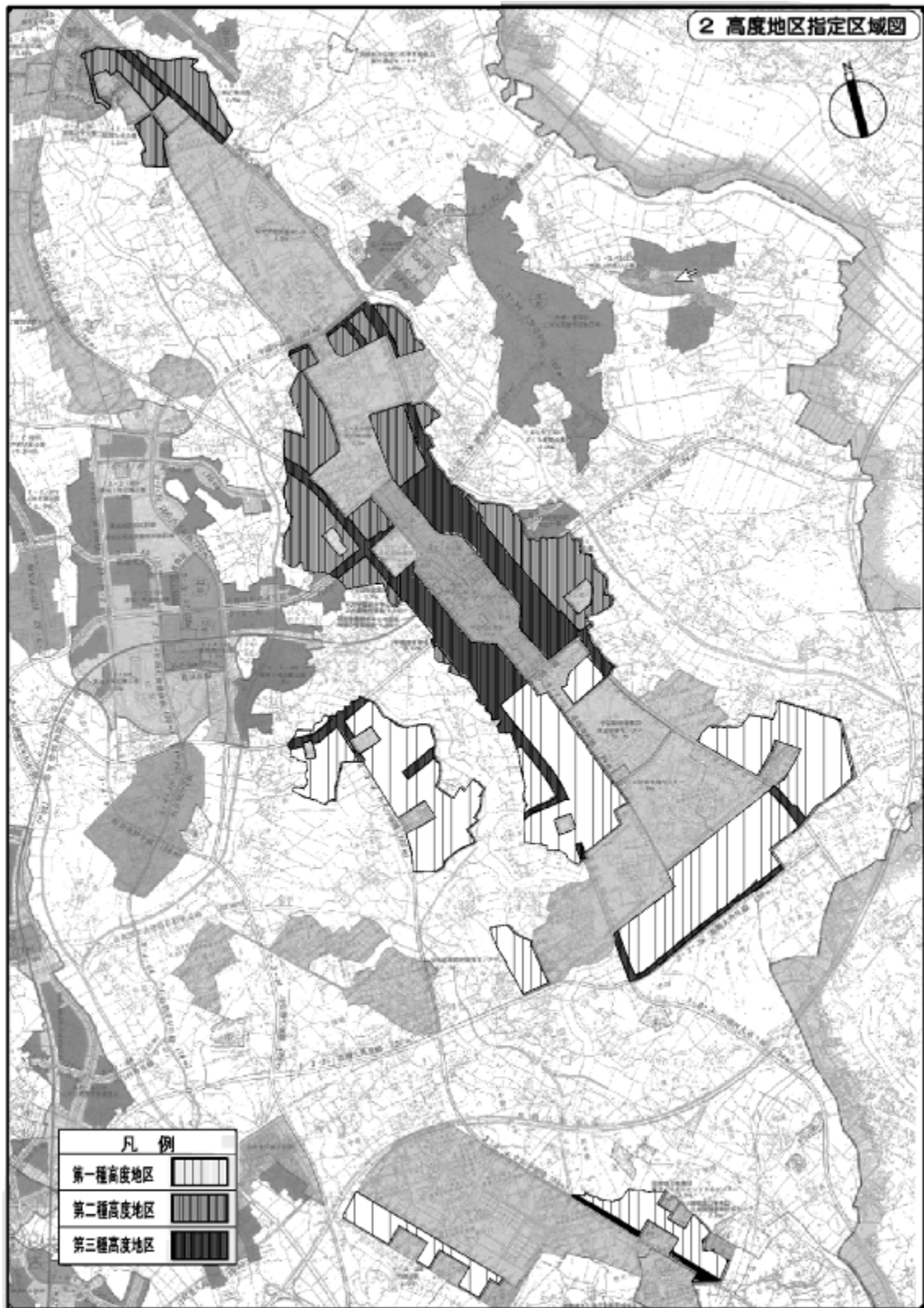


図1 つくば市の高度地区指定区域図

よりよい市政へ

私のひと言

## ひどい後期高齢者医療制度、市議会は国に物申して！

私たちの声を市政に、または国政に反映させるのに市議会は重要な役割を持っています。

いま、「後期高齢者医療制度」が大きな社会問題になっていますが、とりわけ対象となる75才以上の人の多くは、年金だけの生活、病気になりやすい、治りが遅い、など不安を抱えています。新しい制度によってこの人たちは、年金から保険料が天引きされ、2年毎の保険料見直しで値上げは必至といわれており、経済的な負担増に加え、医者にかかりにくくなるなど、不安はいっそう募るばかりです。

誰が考え、誰が決めたのでしょうか。少子・高齢化で高齢者の医療費が増えつづける、これを支える現役労働者は減り、財政が持たないから別枠の医療制度を創ったと説明していますが。

私も77才になりました。戦前は、お国のためと戦争訓練を受けた軍国少年、焼野原になった東京の復興、そして高度成長を支えて

きましたが、いままた政治が責任を放棄して、こんな仕打ちは許されません。米軍への思いやり予算、大企業・大資産家への減税など、どう見ても思いやる方向が狂っている、と思うのは私だけでしょうか。

茨城県医師会は、医者原点に戻って新医療制度に反対、制度の撤廃に向けて運動をはじめました。また、今まで政治的なことにあまりふれたがらなかった（と思われる）シルバークラブの人たちも、私たちの要請に協力してくれました。

ところが市議会は、昨年12月、私たちが出した新医療制度の中止・撤回の請願を不採決としました。今年3月、再度、制度の抜本見直しの請願を出しましたが、継続審議扱いにしてまたもや採択はしませんでした。市民から負託された市議会は、市民のなかにしっかり根を下ろして、市民の期待に応じて欲しいものです。

（上ノ室在住 茅野徳治）



小野崎南部の水田と三井ビル

つくばの中心部に隣接しながら研究学園都市の開発以前からの姿をとどめる小野崎地区は、美しい田園と都市景観の両方を楽しめる希少な場所である（つくばの景観100より引用）。



## つくば駅前広場の再整備

### 意見募集後の対処に問題

つくば市は広報つくば 2007 年 4 月 1 日号で、つくば駅前広場再整備計画(案)について意見を募集しました。パブリック・コメントほどの重い位置づけではないにしても、計画段階で市民の意見を取り入れようとする姿勢には好感が持てます。

しかし、その後の対処に問題がありました。行政が市民と向き合ったときの一つの典型としてやや詳細に経過を追うことにします。

広報紙の説明では、TX 開業に伴い駅前広場の利用客が増加し周辺施設との連携や乗り換え機能に不都合が生じているので広場の再整備が緊急課題であるとのことでした。

基本構想として以下の 3 点を挙げています。

- ① 交通結節機能の充実：安全・快適に移動しやすい環境・空間、乗換え機能と中央広場への連続性
- ② 回遊性があり、来訪者にわかりやすく：案内・誘導歩行者動線の整備、ユニバーサルデザインとバリアフリー
- ③ にぎわいと緑のある都市空間：つくば駅周辺の活性化

図 1 にレイアウトを示します。バス・タクシーなどの公共交通と一般車（送迎）とを完全に分離したのが特徴的です。

ところで意見募集まではよかったのですが、その後のつくば市の対応は鈍く、集計結果を統計的に示してホームページに掲載しただけで、数多く寄せられた市民の提言が設計にいかにか活かされるのかまったく不明でした。

社会福祉協議会のボランティア団体が、その後の設計の進捗状況について説明がほしい

とつくば市に要請していたのですが、まだ発表する段階ではないといわれ実現しませんでした。つくば市は市民との協働を進めると言っているのですが、宣伝と実行の不一致の典型です。2008 年 3 月になって、バリアフリーに向けた市民勉強会に担当課が出席し、直近の計画案がようやく明らかになりました。

### 修正された計画案

レイアウトについては一般送迎車のスペースが少し広がったほかは変更がありませんでした。

市民要望の多かった数多くの設計改善については努力のあとが見られます。シェルターによって、TX 駅からバス乗降場まで傘なしで行けるようになり、歩道、階段、エレベータをはじめ身障者対応を含めて安全性の工夫もされています。トイレ・サイン(標識)・ベンチの利便性向上にも気配りがなされています。

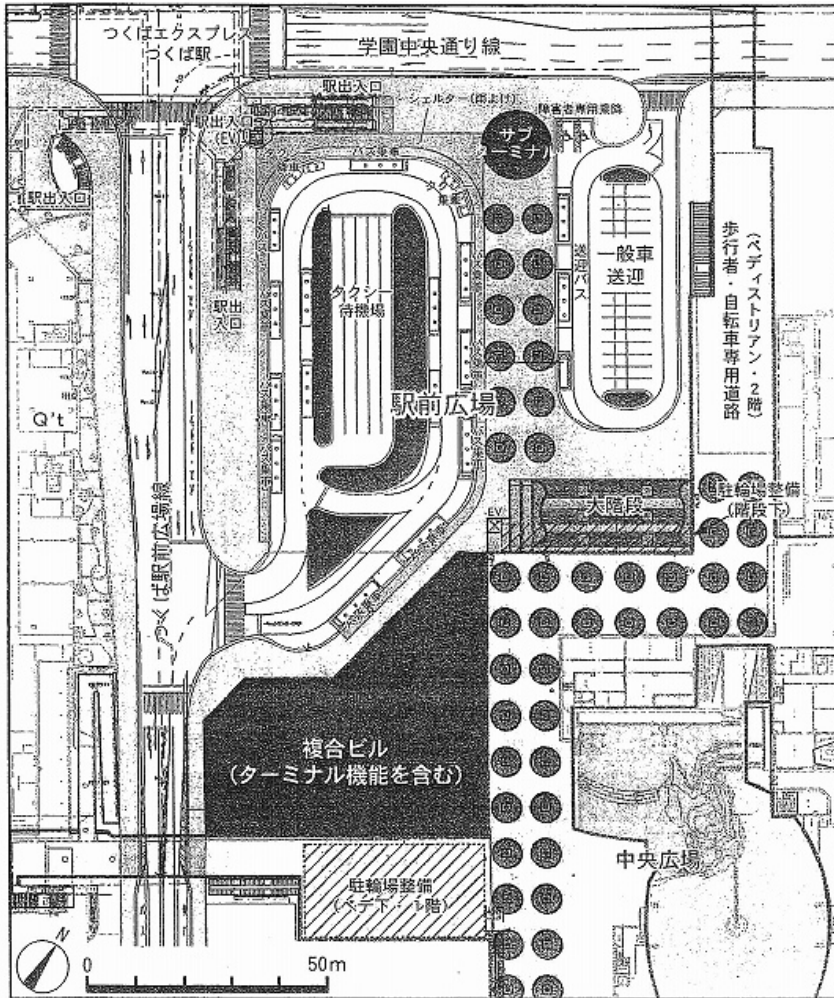
身障者対応設計については、視聴覚障害者の研究団体でわが国唯一の専門大学の筑波技術大学の佐々木先生が、大学を挙げての支援をバックにきめ細かい指導をなされたことが反映されています。これは行政と大学・研究団体との協働についての成功例の一つとして、今後の参考に値します。

駐輪場対策としては、広場の整備計画に先んじて、歩道利用をはじめ自転車利用者に配慮した増設が進んでいて、市民要請が実現する方向にあります。

### 将来への展望がない基本設計

部分の設計については進歩的なデザインを





整備計画 (案) の特徴

- ◇十分な交通施設機能を確保しつつ、バス・タクシー等の公共交通と一般車 (送迎) の出入口を分離する
- ◇歩行者が車道の横断や階段等の上り下り無しに、すべての乗降場を利用できるバリアフリー動線を確保する
- ◇中央広場へ連続する歩行者空間は、緑豊かな環境空間を創出し、安全・快適に移動できるように整備する
- ◇誰にでも分かりやすい誘導サインや案内等で円滑な歩行者動線を確保する
- ◇歩きやすく緩やかなこう配の大階段を設置し、エスカレーターおよびエレベーターを整備する
- ◇駅出入口近くにバス利用者のためのサブターミナル (待合スペース等) を設け、中央広場側にはターミナル機能を有する複合ビルを配置し、にぎわいの創出を図る

図1：つくば駅・駅前広場再整備計画 (案)

(広報つくば、No.425、2007.4.1より)



写真1：待機する乗合バスでいっぱいのバスターミナル



写真2：筑波山行きのバスに乗り切れずにあふれかえる乗客 (2007年のゴールデンウィーク)

#### IV まちづくり

施すなど工夫のあとが見られるのですが、問題はグランドデザインです。駅ターミナルとセンタービルとの接続が不便なのは既設の構造に束縛されるから止むを得ないと思われませんが、つくば市の公共交通を将来に向けていかに活性化するかという、市としての展望がなく、また将来の需要の変化に配慮した形跡が見られません。

#### 提出文書とその回答

筆者も意見募集に応募していました。以下は提出文書の要旨です。

##### (1) 設計理念の明示

TX開通と沿線開発に伴う状況変化に配慮し、10年後、20年後の交通体系をどのように誘導したいのかという方向性を検討した上で、現状の不具合を手直しするだけでなく、新設計画であるという位の発想で手がけてもらいたい。

##### (2) 過度のくるま社会からの脱却

「くるま社会」の典型としての都市構造からの脱却を目指し利用規制ではなく、くるま利用を自発的に節減しやすい「まちづくり」として位置づける。

##### (3) 利便性を与える優先順位

目的場所へアプローチするときの環境は、利用者の利便性確保に優先順位を配慮すべきである。計画案は全体として自転車利用者に冷たく、自家用車利用者、タクシー業者を優遇しすぎている、

##### (4) 駐輪場の場合(略)

##### (5) タクシー待機場の場合

プール台数は現状よりも少し多い程度で十分ではないか。多数の待機は利用者には何のメリットもなく、一等地の車庫がわりの提供は不要である。

##### (6) 一般送迎車の場合

停車時間の短い一般送迎車にも広い面積は不要。

##### (7) 研究学園駅との棲み分け(略)

(8) 法令に基づく公聴会・パブリック・コメントに限らず、不断に利用者の動向をつかみ、要望を聴いてほしい。住民への説明と意見交換の場を設けて

ほしい。

(1)、(2)のような設計理念に関する提言に対しては、つくば市の回答、説明はまったくありませんでした。これは「まちづくり」の理念・構想の欠如を物語るものです。

#### タクシー待機の優遇とバス待機場の縮小

その帰結として、広場のスペース配分において乗合バスへの冷遇、タクシーへの優遇ということになっています。つまりバスの待機許容台数はむしろ減り気味なのに、タクシーの許容台数は倍増しているのです。

バスについては、いよいよとなれば、つくばターミナルを始発、終着駅から通過駅へとするダイヤ編成として、待機台数を減らすことはできます。しかし、タクシーだけを優遇する理由はないのです。

タクシー待機場の倍増についての担当課の説明は、要するに必要な台数を待機させる必要があるとして、その根拠に委託して得られた調査報告を挙げました。調査は2007年5月16日(水)7:00~19:00ですが13時前後の1時間ほどの間、待ちタクシーが出払ってしまうというデータが示されています。

しかし筆者の日常の観察によれば、それは待機スペースが足りないのではなく、もともと配車台数が不足しているからなのです。調査データをよく見れば乗車台数は、1時間あたり100台が限度であり従前どおり25台も待機できれば問題はありません。現在TXの秋葉原-つくば間は昼間4編成ラッシュ時5編成で、短時間の需要集中が懸念されるのですが、増発予定が報じられています。つまりTX降車客の需要は分散されるので、タクシー客を待たせないようにするには、待機スペースではなくて配車総数の増強が必要なのです。一方、バスの待機(写真1)に対する配慮が足りないのは、環境対策が宣伝ばかりで、本

#### Ⅳ まちづくり

気で実行しようとしていないことの証しといえます。

大気汚染、地球温暖化、安全性などに配慮して、「くるま社会を問い直そう」という動きは全国的に広がっています。これは本来、市民自身の自発的努力によってなされることではありますが、生活の利便性を失うことなく車の利用抑制が図られる「まちづくり」をす

るには、明確な理念に基づく行政の誘導施策が重要です。広場の整備もこの視点でなされることが必須でしょう。しかし同時に、広場の運用が万全でなければ意味がありません(写真2)。

(栗山洋四(自家用車に依存しないまちづくりの会))

#### よりよい市政へ

#### 私のひと言

### 「つくばエコシティ」構想

政府は、2008年7月の洞爺湖サミットに向けて、低炭素社会に対応した「環境モデル都市」を全国で募集し、10都市を選定して補助金を交付することを決定しています。

つくば市は、低エネルギー消費で、安全安心な環境・科学教育モデル都市構想(つくばエコシティ)を推進しており、政府の「環境モデル都市」に応募することを2008年3月議会で決定しました。

市民としては、全人類的な課題である地球温暖化防止に積極的に取り組み、つくばエコシティ構想を推進するために、つくば市が主体的に努力することは、大いに歓迎するところです。民間企業・つくば市・研究所・大学等の幅広い連携によって、温室効果ガス削減技術を集約して、都市環境を改善するための効

果的なシステムの開発が期待されます。

つくば市の構想は、二酸化炭素放出量を2030年までに半減する、という高い目標です。この目標を達成するには、かなりの困難が予想されます。風車事件のように、補助金を得るための大風呂敷にならないようにしたいものです。そのためには、「つくばエコシティ」の具体化の過程で、市民も積極的に参画し、進捗過程に誤りの無いように監視していく必要があります。

「回らない風車」事件で大失態を犯したつくば市が、反省のないまま事業に応募し、11月市長選のマニフェストの目玉として、選挙戦に利用するような「つくばエコシティ」構想であってはならないと思います。

(新しいつくばを創る市民の会 河村俊次)

## つくばの良さを生かす景観行政を

### 都市計画マスタープラン

つくば市が景観行政を始めたのは、2003年の都市計画マスタープラン(以下 都市マス)への準備段階で景観という視点を入れたところからでした。我々のつくば市都市計画マスタープラン市民ワークショップ景観班(以下景観WK)は、この都市マスへの市民参画の一分野として立ち上がりました。

当初の考え方は、つくばの景観の良さを探すところから始まりました。つくば市は広域かつ、地区によって様々な特色を持っていますが、それこそがつくばらしい景観の良さと言うことで、筑波山を中心とし、そこからの広がりのある景観、伝統的集落や里山景観と学園地区の整然とした都市景観があり、それらを保全していく事を方針として取りまとめました。

問題点としては違法屋外広告物や周りの景観とマッチしていない建造物が挙げられました。景観行政自体がこれからのものという事で景観に関しては我々が挙げたものが、ほぼそのままの形で都市マスへ反映されました。これを受けて景観WKでは都市マス作成後、次の活動として、つくばの景観をもっと一般の人々に知ってもらいたいということで、「つくばの景観100」を選定し、つくば市のHPで発表しました(表1)。

### 景観条例と地区計画

国土交通省から「美しい国づくり政策大綱」が発表され、今までの都市行政のあり方を改め、柔軟かつ多様な手法を取り入れ景観づくりをおこなっていく為の法律として、景観法が2004年6月に公布されました。この背景に

は、社会の成熟化により、人々の価値観が量から質へ変化したことにより、その地域にあった美しい街並みや良好な景観に対するニーズが出てきたことがあります。景観法は、景観に関する基本法で基本理念、国・地方公共団体・事業者・住民それぞれの責務がうたわれています。

つくば市は景観法に則り景観行政団体へ名乗りを上げ、2007年6月24日には景観条例を制定し、10月には条例の全面施行と景観計画の告示がされました。景観条例では「景観法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、本市における良好な景観の形成を推進するため景観計画の策定・・・」となっており、景観計画を定めることと、建築等の行為をおこなう場合の届出制度が定められました。これにより新たに建築行為をする場合はその建築物が景観条例で定める規定以内であるかが審査され、ふさわしくない場合は変更命令を出せます。

当初市民が期待していたのは、TX開通に伴いつくば市中に起こったマンション、ショッピングセンター、大型店舗の建設ラッシュに対する対抗策になるかという点でした。しかし、こういった問題はつくば市全体を対象とした条例の規定範囲では全ての制限はできず、各地区事情を考慮した景観地区(景観形成重点地区)で意匠デザインの誘導を行うか、更に細かい規制をかけられる景観協定に委ねる事になります。

景観協定については市が制定するのではなく、その地区住民の2/3以上の同意が必要となります。当然住民にも協定で定めた制限がかかります。協定は、景観について市民の

IV まちづくり

表1 つくばの景観100

建物		道	
1	筑波山神社	1	つくば道
2	平沢官板遺跡	2	つくばりんりんロード
3	国指定大塚家住宅	3	学園東大通り
4	国土地理院のパラボラアンテナ	4	つくば公園通りアルス前のケヤキ並木
5	パツハの森	5	吉瀬の林間の道
6	金田の萱葺き民家を活用したレストラン	6	並木のペDESTリアン
7	金村別雷神社	7	気象研究所高層気象台のビスタ
8	筑波学院大学	8	学園西大通りのユリノキ並木
9	中央公園の池ごしからの三井ビル	9	つくば公園通り(洞峰公園～赤塚公園)
10	吾妻西側からのH2ロケット	10	下岩崎の台地端
11	つくば文化会館アルス	田園	
12	つくば文化郷	1	山から見下ろす山口の棚田
13	つくばセンターバスターミナルとH2ロケットと筑波山	2	今鹿島の夕日
14	都市再生機構	3	今鹿島付近の芝畑
15	竹園西公園からの三井ビル	4	柴崎の畑と森
16	カスミつくばセンター	5	東岡の水田風景と学園地区
17	二の宮ハウス	6	西谷田川からの田園
18	県営小野崎団地	7	上郷の谷津田
19	つくば市立東小学校	8	吉瀬からの田園風景
集落		9	小野崎南部の水田と三井ビル
1	洞下集落	10	グリーンハイツ付近の谷津田
2	神郡集落	11	九万坪の茶畑
3	作谷集落	緑・公園	
4	北太田集落	1	筑波山梅林
5	吉沼集落	2	筑波山大御堂の大木
6	花室集落	3	栗原の大ケヤキ
7	西岡集落	4	栗原の大イチョウ
8	島集落	5	筑波大学内の街路樹
街並み		6	ゆかりの里
1	テクノパーク豊里	7	筑波大学平砂・追越宿舎添いの桜並木
2	豊里の杜	8	金田西坪の高生垣
3	松見公園の展望台からの中心市街地	9	百家の鹿島神社の杜
4	三井ビル19階展望フロアからの眺望	10	上郷の芝畑にたたずむ松
5	松代の落ち着きのある集合住宅	11	松見公園
6	筑波西部工業団地	12	フォンテーヌの森つくばキャンプ場
7	二の宮四丁目の住宅地	13	科学万博記念公園科学の門
8	谷田部の街並み	14	洞峰公園
山		15	洞峰公園からの二の宮の高層住宅群
1	筑波山山頂からのつくば	16	気象研究所の既存樹林と草地
2	上大島からの筑波山と水田	17	観音台の桜並木
3	中貫橋からの筑波山	水辺	
4	つくば道沿いからの筑波山	1	筑波山沢
5	学園東大通り山木からの筑波山	2	テクノパーク大穂の調整池
6	小田からの日光連山	3	桜橋からの桜川と筑波山
7	北太田からの筑波山	4	松塚の桜川河畔
8	筑波北部工業団地からの筑波山	5	谷田川(酒丸付近)
9	小田からの宝鏡山	6	小貝川
10	玉取からの宝鏡山	7	花室川
11	栗原西部からの筑波山	8	谷田川
12	学園西大通りからの筑波山	9	泊崎から見る牛久沼(つくば市最南端)
13	金田の水田越しの筑波山	祭り	
14	鬼ヶ窪からの筑波山と宝鏡山	1	まつりつくば
15	面野井からの筑波山	2	100本のクリスマスツリー
16	面野井からのつくばエクスプレスと筑波山		

#### IV まちづくり

意識が高い地区で可能なもので、市が市民へ期待をしています。景観法では条例と地区計画等の組み合わせを上手に利用すれば、様々な景観まちづくりに活かす事ができるのですが、つくば市では、ようやく最低限のシステムが作られたに過ぎない状況です。また今回の景観法に基づく条例と地区計画制定のプロセスに我々景観WKも加わりたかったのですが、実際にはパブリックコメントへの回答と言う形のみになってしまったのは残念です。

#### これからの景観行政への期待

景観というのは人によって価値観が異なるため、何が正しいのかを計ることは非常に難しいです。ただ多くの人々がこの場所は居心地が良いと感じる場所は、良い景観であったりします。そういった居心地のよい場所を造り育て守っていくために、つくば市には市民と共に、景観法を上手に活用していただきたいと考えます。

現状では景観形成重点地区として定められ

ている場所が、沿線開発地域に限られている(表2)点と、新しい建造物に対しての審査がメインで、今ある景観の保全等については、具体的な動きはまだ定まっていません。旧市街地や既存の学園地区に対しても、今ある良い点を保全できるような計画作りを進めてもらいたいものです。

景観法はその中身を理解して活用すれば、街づくりのために有益な選択肢が広がる法律です。つくば市には、もっと主体的にこの法律の制度を広め、市民が活用しやすい状況を作り出してもらいたいです。

また、市民のサポートも良い景観作りには必要です。その例としては、つくばの景観を多くの人に改めて知ってもらうための広報活動、景観審議会への市民参加、市民と市による景観協議会の設置、景観保全活動への支援などが考えられます。

(つくば市都市計画マスタープラン

市民ワークショップ景観班 平野匡城)

表2 景観形成重点地区

研究学園中心地区
地区計画指定地区 桜柴崎、台町、薬師、宿西、つくば豊里の杜 葛城、島名・福田坪、萱丸、花室西部



#### 上大島からの筑波山と水田

田植え直後の水田と、西側から見た筑波山。ここまできると女体山が男体山のかげに隠れ、右肩下がりの山岳的な山容が眺められる(つくばの景観100より引用)。

## タナゴたちの棲む学園都市の川に

霞ヶ浦とその水系のいくつかに、数種のタナゴが生息していることは釣り人にはよく知られている。タナゴは形と色が美しく、天然記念物に指定されている稀少美麗種のミヤコタナゴなどもあるため、特に人気がある。

筑波学園都市には、中流域まで土浦市との境界をなしている桜川や、小野川、東谷田川、西谷田川、雑草に覆われた小河川、花室川など多くの河川がある。これらの河川を美しいだけでなく、水質汚染の生物的指標としても有用なタナゴの泳ぐ場にして、緑豊かな自然環境の街をめざす**学園都市のシンボル**にした。

その実現はそれほど難しいことではない。10年前、桜川中流域にヤリタナゴがみられたが、今はいない。タナゴ類のほとんどの種がマツカサガイ、イシガイなどの二枚貝のえらの中に産卵するのだが、この貝類が水質汚染と濃い泥水の混入のため生息できなくなったこと、稚魚を育む水草とアシ類、越冬に必要な深場の極端な減少などがその原因と考えられる。したがって、これを復活させれば、タ

ナゴは戻る。小野川に昔タナゴがいたと言うが、コンクリート用水路になってから、姿を消した。水流の変化や貝類と水草が消えたからである。

コンクリート側壁に一定間隔で木材を打ち込んで流れに変化を戻し、貝類を育て、水草を茂らせれば、タイリクバラタナゴなど繁殖力旺盛なものの生息は可能となろう。花室川はその規模から、タナゴ類生息に適している。水質の汚濁防止と川を覆う雑草を除去し、貝が生息できるようにし、水草類が茂れば、アカヒレタビラなど美麗種が泳ぐのを見ることができる。東・西の谷田川は大きな川で、タナゴ生息は確認しにくい、いわゆるホソと呼ばれる細い農業用水などを小さな支流として川に平行してつくれば、本流の魚が産卵に集まるのを見られるだろう。

市当局が該当地域住民やタナゴ専門家と話し合い、タナゴの泳ぐ都市づくりを是非進めてほしいものだ。

(新しいつくばを創る市民の会 樋田幸夫)



谷田川

谷田川は、下流部で牛久沼にそそぎこむ。200mほどの川幅があり、雄大な景観となっている（つくばの景観100より引用）。

## 二酸化窒素測定運動が明らかにした市の大気汚染

### はじめに

市民による二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）測定運動は1975年に始まり、全国的な運動に発展したものです。つくばでは新日本婦人の会、生協環境部などが毎年環境週間の6月第一木曜日から金曜日に24時間測定を行っています。

### 測定方法（簡易カプセルによる二酸化窒素測定法）

簡易カプセルによる二酸化窒素測定法は、「測定場所で、試薬を染みこませた濾紙入りカプセルのゴムキャップを外して、24時間放置し、再びゴムキャップをはめる。」というとても簡単な手法です。回収後、このカプセルに測定試薬を加え、比色計で測定します。いつでも、どこでも、だれでも実施することが可能です。その上、経費は安く、カプセルは洗浄して繰り返し使用できるエコ測定器です。（図1）

国連環境計画（UNEP）による地球環境監視システム（GEMS）のハンドブックでは、このようなパッシブサンプラーを用いた都市大気中の二酸化窒素濃度の世界的な調査を進めるべきであると推奨されています。

### （測定値の意味）

測定値は24時間の平均値を表します。経年変化をみるために毎年同じ場所で行っていますが、1年の中で1日だけの測定であり、測定値が、その年の平均値を示しているわけではありません。

### 二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）とは

空気の約78%を占める窒素（N）が高温燃焼

することで二酸化窒素が発生します。自動車、航空機などから70%、火力発電所、石油コンビナート、製鉄工場、ビル暖房から27%、一般家庭から3%。二酸化窒素は毒性があるにも関わらず、かなり高濃度になるまでは目に見えず、臭いもしないため、気がつきません。

二酸化窒素はほかの汚染物質よりも測定が容易なため、自動車の排ガスなどによる大気汚染の指標に使うことができます。

### 二酸化窒素の環境被害や健康被害

人体に入ると肺の奥まで侵入してしまい、末梢気管支、肺胞を傷つけ、喘息やアレルギー性鼻炎と密接に関係しています。肺炎やインフルエンザにかかりやすくなり、肺の早老化を促し、持続性の「咳」「たん」の症状を増加させます。二酸化窒素などの窒素酸化物は、太陽光と反応し光化学オキシダントを発生させます。これにより空気が白くもやがかかった状態が光化学スモッグです。光化学スモッグ注意報時には外出や屋外の運動は控える必要があります。光化学オキシダントは二酸化炭素より温室効果はるかに高く、地球の温暖化を加速させます。現在すでに、森林を破壊し空気清浄化作用を奪い、農作物の収穫量を減らし、食糧問題まで引き起こしています。また、





V 環境・エネルギー

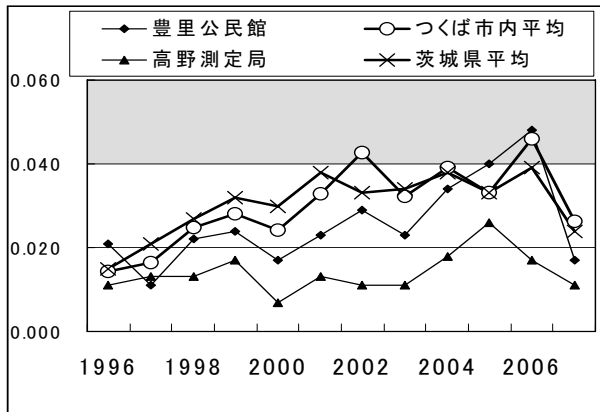


図2 つくば市内の二酸化窒素濃度の変化

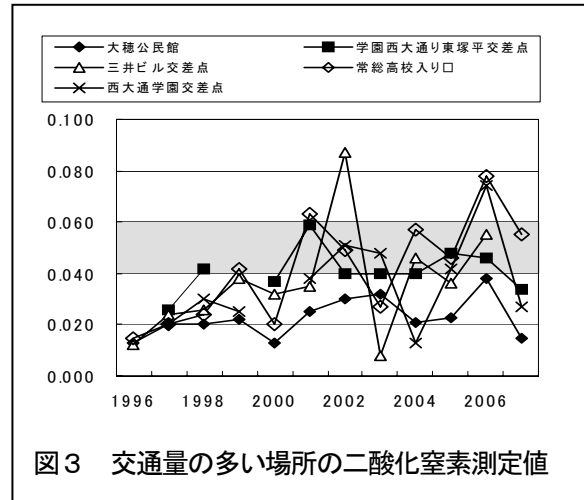


図3 交通量の多い場所の二酸化窒素測定値

年	県内測定数	順位と測定地点
1996	500	(該当なし)
1997	508	(該当なし)
1998	466	10位：吾妻4丁目筑南水道企業団交差点
1999	262	(該当なし)
2000	296	4位：谷田部農協交差点
2001	316	(該当なし)
2002	318	1位：花畑NTTフィールド技術開発センター 2位：西大通と土浦学園線交差点 3位：大角豆交差点 4位：三井ビル交差点
2003	332	4位：谷田部農協交差点
2004	304	4位：広岡公民館 8位：並木無機材研究所前
2005	349	6位：田中交差点
2006	358	1位：谷田部サイエンス大通り・野田線交差点 2位：緑が丘入り口サイエンス大通り 3位：常総学院高等学校入り口 4位：西大通り筑南消防署交差点 5位：洞峰公園西大通り交差点 6位：榎戸交差点 7位：松代1丁目ステーキ宮(現バロ)前
2007	251	1位：榎戸交差点 2位：竹園西小前 3位：常総学院高等学校入り口 4位：つくばセンター

表1 茨城県内の最汚染地点(ワースト10)に入ったつくばの測定地点

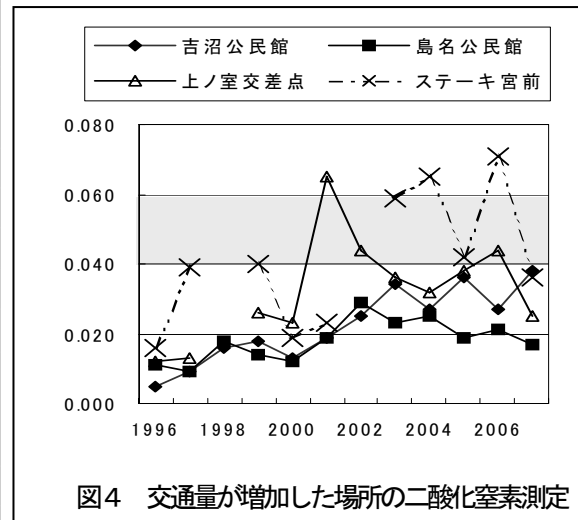


図4 交通量が増加した場所の二酸化窒素測定

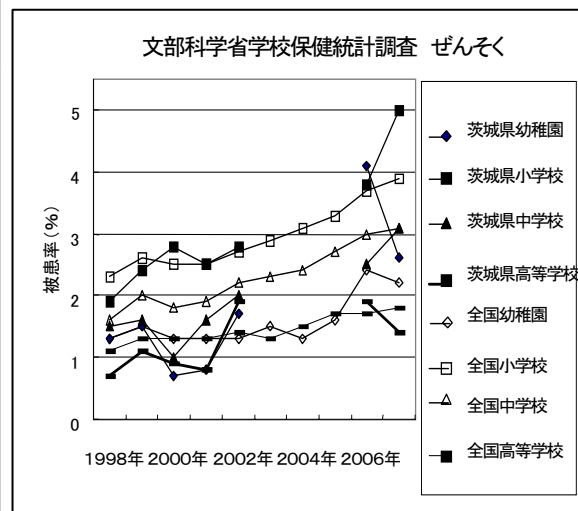


図5 児童のぜんそく被患率

(注) 図中網掛け部分は現在の環境基準の限界値を示す。(1978年までは0.02ppm以下であった。)

二酸化窒素は酸性雨の原因の一つとなり、コンクリートを溶かす、植物を枯らす、土壌や水を汚染するなどの被害をもたらしています。

### 二酸化窒素の環境基準

環境庁は1973年、人の健康を考えた上での環境基準は、0.02ppm以下とし、5年（困難なところは8年）以内に達成することを目標としました。

しかし、その後の車社会の到来により、どうしても達成できないということで1978年「0.04ppm～0.06ppmの間またはそれ以下」と緩和されてしまいました。当時、環境の悪化を危惧する市民により訴訟が起こされました。

### つくば市での二酸化窒素測定結果

①**全体の傾向** 巻末の別表はつくば市内の全測定結果です。道路建設、市町村合併、エクスプレス開通などで測定箇所を増やしてきました。

図2は1996年から2007年までの環境週間に市民が測定したつくば市内と茨城県の大気中二酸化窒素濃度の平均値をグラフにしたものです。天候や風などの影響があるため厳密な比較はできませんが、長期的に上昇傾向にあると捉えることができます。「高野測定局」は市民ホール豊里の駐車場での環境省による測定結果、「豊里公民館」は同敷地内での簡易測定カプセルによる測定です。測定値は年によってばらつきはありますが、2000年頃からほとんどの地点で旧環境基準の0.02ppmを超えるようになりました。

現在、つくば市内の平均値は環境基準値を超えてはいませんが、これからの私たち市民の暮らし方がこのグラフの方向を決めるのではないのでしょうか。

### ②交通量の増加と大気汚染 図2の同一期

間内の平均値で見るとつくば市内と茨城県全体の差はあまりありませんが、県内ワースト10にランクインする箇所が増えています(表1)。それは、つくば市内でも際だって、二酸化窒素濃度が高くなっている箇所があるのではないのでしょうか。幹線道路の交通量のデータから1日3万台以上の交通量がある場所の二酸化窒素測定値(図3)と、3万台以下だが交通量が増加した箇所の二酸化窒素測定値をとりあげました(図4)。どちらもこの10年で汚染が悪化していることが明らかに読み取れます。新しい道路が建設されたこともあってか、従来の道路の交通量は私たちが日頃感じるほどには増えていないようですが、大気汚染は深刻化しているのです。

また、二酸化窒素などの窒素酸化物が要因となって発生する光化学オキシダントが2000年以降、連続して環境基準を超えています(平成14年度、18年度版つくば市環境白書より)。

### 自動車排ガスが主な原因

つくば市内の二酸化窒素発生源は市内の自動車排ガスによると考えられます。

①**人口増による車の増加** エクスプレス開通後、つくばに移り住む人も増え、2005年には20万人を突破しました。2002年のつくば市の車両保有台数は13万9100台、2006年は16万7475台。2割増えましたが1.2人に1台の割合は変わっていません。

②**道路延長** もともとつくば市は、市内の広範囲に人が住んでいるため道路延長距離が長いのが特徴的です(2005年度、つくば市の道路延長距離は土浦市の2.9倍)。さらに、開発や住宅建設が進み、延長距離は伸び続けています。

③**営業時間延長など** 大規模ショッピングセンターによる集客で車での移動が増えてい

ます。長時間の営業により買い物の頻度が増加しているのかもしれませんが。

④公共交通の不便 「つくばでは車がないと生活できない」と言われていますが、未だに改善されていないように思われます。

⑤雑木林や里山の減少 二酸化窒素が浄化されにくくなったのではないのでしょうか。

#### 子供の喘息の増加

文部科学省学校保健統計調査(図4)によれば、「児童の喘息被患者率」は、全国、茨城県とも幼稚園、小学校、中学校、高等学校それぞれにおいて、著しく増加しています。つくば市の小児特定疾患医療券交付者は2004年に1000人を超えました。2006年に制度が改定され受給要件が厳しくなったため800人を下回っていますが、喘息を患っているお子さんは減ってはいないと推測されます。原因は免疫、肺、気管支機能などの体質的な変化、環境では大気汚染などの化学物質を含むアレルゲン、感染症、微生物、ストレス、清潔になりすぎたことなど複合的ではありますが、その中で私たちが改善できることは人が生みだしている排ガスを減らすことです。アレルゲンと二酸化窒素やディーゼル微粒子が相乗的に喘息に影響することはすでに知られています。

#### 提言

2007年につくば市は「つくば3E都市宣言」を表明しました。温室効果ガス削減対策の中で「車社会の見直し」は大きなウエイトを占めます。二酸化窒素測定運動は、見直しの効果を数値で明らかにするものです。行政は「車社会からの脱却」のために具体的な施策をたて、市民が環境に配慮した暮らし方を実現できるようなまち作りを進める責任があります。市民は、澄んだ空気と持続可能な循環型社会を未来へ手渡すため、一人ひとりが責任ある

行動をとることが大切です。

①二酸化窒素を測定しましょう 大気汚染を数値として把握することができます。測定結果を広く市民へ知らせることが、汚染の抑制に有効です。

②社会全体で自動車の使い方を見直しましょう 利便性、経済性だけでなく、「環境に対して負荷が少ないのはどちらか」という視点をもつことが、将来、免許を取得する子どもたちの手本になります。

③ノーマイカーデー、エコドライブを広めましょう 行政、企業、学校、お店など、市全体で積極的に取り組みましょう。大勢が参加すれば、それだけ空気がきれいになり、同時に問題点に気づき、これからのまちづくりに生かすことができます。

④徒歩や自転車に快適な道路を地域住民や学校に通う児童の保護者の視点で点検、要望しましょう。

⑤マイカーに替わる公共交通機関の整備を求め、活用しましょう。

⑥市内の緑地面積をへらさないように、開発に際して駐車場には緑地帯を設けたり、木の移植などの対策を要望しましょう。

最近、環境の悪化で魚がいなくなってしまった川が地域の人々の努力により甦ったという明るい話題も耳にします。お正月や明け方は、空気が澄んでいることを実感します。この提言よりもっとたくさんアイデアをお持ちではありませんか。20カ所は市の職員の方が測定して下さっています。行政と市民の協働で環境改善が進められることを期待します。

(新日本婦人の会 つくば支部 くらしの部  
安田早苗)